

第3次東郷町環境基本計画

2023-2032



持続可能な“まち・暮らし”ずっと暮らしたい とうごう

はじめに

東郷町は、その北東部に美しく豊かな水をたたえる愛知池をのぞみ、東部には緑豊かな丘陵地が広がっています。古くからの社寺林も多く点在し、歴史的な風景や景観を遺しています。

一方で、昭和45年の町制施行以降、人口の増加や開発が進み、多くの緑や生態系が失われるなど、自然環境と都市環境が調和したまちの発展が求められています。



また、国内や海外の動向に目を向けますと、地球温暖化による気候変動、生物多様性の損失、廃棄物問題に対する減量・適正処理の取組、国連サミットでの持続可能な開発目標（SDGs）の採択、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活様式の変容への対応など、環境施策を取り巻く状況や住民意識は大きく変化しています。

本町ではこのような状況において、平成25年（2013年）に策定した第2次環境基本計画の計画期間が満了し見直しの時期を迎えることから、多様化する環境問題に対応すべく、このたび第3次東郷町環境基本計画を策定しました。

この計画では、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を活かした「持続可能な“まち・くらし”ずっと暮らしたい とうごう」を将来の望ましい環境像として掲げ、その実現に向け5つの基本目標を設定し、それぞれの具体的施策に対し積極的に取り組んでいくことで、ゼロカーボン推進のまちを目指してまいります。

最後に、本計画の策定に際し、ご尽力をいただきました「東郷町環境審議会」の委員の皆様を始め、多くの貴重なご意見をお寄せいただきました町民の皆様や関係各位に心より感謝申し上げます。

令和5年3月

東郷町長 丹候 憲 治

【目次】

序編 第3次東郷町環境基本計画の策定について

第1章	計画策定の目的	1
第2章	計画の位置付け	2
第3章	計画の期間	3
第4章	計画の構成	3

第1編 東郷町の環境の現状

第1章	東郷町の環境特性	4
第2章	第2次計画の総括	13
第3章	東郷町を取り巻く社会経済情勢の変化	26
第4章	意識調査による前回との比較	28

第2編 基本構想

第1章	将来の望ましい環境像	33
第2章	基本目標	34

第3編 基本計画

基本目標1	脱炭素を目指したまちづくり	36
基本目標2	循環型社会を目指したまちづくり	38
基本目標3	自然との共生を目指したまちづくり	41
基本目標4	安全・安心を目指したまちづくり	44
基本目標5	あらゆる主体の参画・協働を目指したまちづくり	46

第4編 計画の推進

第1章	計画の推進体制	50
第2章	計画の進行管理	50

資料編

第1章	東郷町環境基本条例	51
第2章	環境審議会	56
第3章	アンケート調査	60
第4章	具体的施策の評価に使用した指標	62
第5章	用語集	67

序 編

第 3 次東郷町環境基本計画の策定について

第1章 計画策定の目的

環境基本計画は、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としたものであり、町民・事業者・行政それぞれが主体的に環境活動に取り組むための計画です。

本町は、これまでに平成25年度（2013年度）を初年度とし、令和4年度を最終年度とする第2次東郷町環境基本計画（以下「第2次計画」とします。）を策定し、将来の望ましい環境像として「自然にやさしい うるおいのあるまち」を掲げ、様々な環境問題について、積極的に取組を進めてきました。

第2次計画策定から10年が経過し、本町を取り巻く環境や社会情勢は大きく変化しています。また、これらの変化に対応すべく、本町では「第6次東郷町総合計画（令和3年3月）」や「東郷町都市計画マスタープラン（令和3年3月）」等の新たな計画を策定し、各種取組を推進しています。

本町を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえた上で、町の新たな計画・取組等との整合を図りつつ、町民、行政そして地域の環境の保全及び創出に関する取組をより一層推進するため、東郷町の現状と課題を踏まえた環境分野についての新たな構想・目標を定め、新たな計画として「第3次東郷町環境基本計画」（以下「本計画」とします。）を策定します。

第2章 計画の位置付け

本計画は、東郷町環境基本条例（平成13年東郷町条例第4号）第8条に基づき策定するものであり、環境行政に関して最も基本となる計画です。

計画策定に当たっては、本町の最上位計画に位置付けられている「第6次東郷町総合計画」を始めとした本町の各種関連計画や国・県の関連計画との整合を図っています。

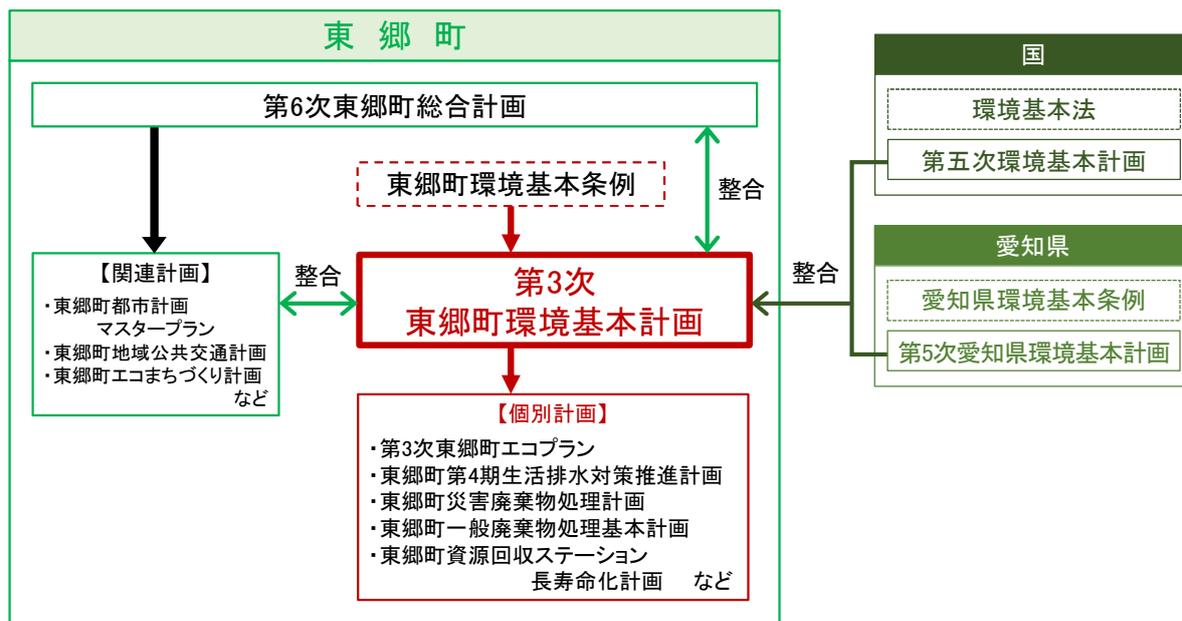


図1 計画の位置付け

第3章 計画の期間

計画期間は、令和5年度（2023年度）からの10年間とし、目標年度は令和14年度（2032年度）とします。なお、計画内容は、社会情勢の変化や科学技術の進歩等、環境を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

第4章 計画の構成

本計画は、下記のとおり5つの編で構成しています。

序編では、計画の策定に当たって基本となる目的や位置付け、期間等を整理し、第1編では東郷町の環境特性、第2次計画の総括及び社会情勢の変化を整理しました。第2編では望ましい環境像を始めとした本計画の基本構想を示し、第3編ではこれを踏まえた具体的な施策を体系的に示しました。最後に第4編では、環境基本計画の推進体制を示しました。

序編 第3次東郷町環境基本計画の策定について

本計画の目的、位置付け等を示します。

第1編 東郷町の環境の現状

本計画を策定するに当たって考慮すべき本町の環境特性、第2次計画の総括及び社会経済情勢の変化を示します。

第2編 基本構想

将来の望ましい環境像、基本目標及び施策の体系を示します。

第3編 基本計画

施策の方針と具体的施策について示します。

第4編 計画の推進

本計画の推進体制及び進行管理について示します。

第1編
東郷町の環境の現状



第1章 東郷町の環境特性

1 町の概要

位置・地勢

本町は、名古屋市と豊田市の間に位置する面積 18.03 平方キロメートルのまちです。

尾張丘陵部と平野部の接合地帯に位置し、起伏に富んだ地形となっています。

住宅のまちとしての性格が強く、住宅地開発を中心に人口 4 万人を超える町に発展してきました。



2 町の自然的状況

(1) 気候・気象

本町の気候は、太平洋性の東海型気候区に属し、全般に温暖で夏季多雨・冬季乾燥の傾向です。

近隣の気象観測所における日平均気温は、1980 年では名古屋市で 14.7℃、豊田市で 13.7℃、令和 4 年では名古屋市で 16.9℃、豊田市で 15.9℃となっており、気温上昇の傾向がみられます。

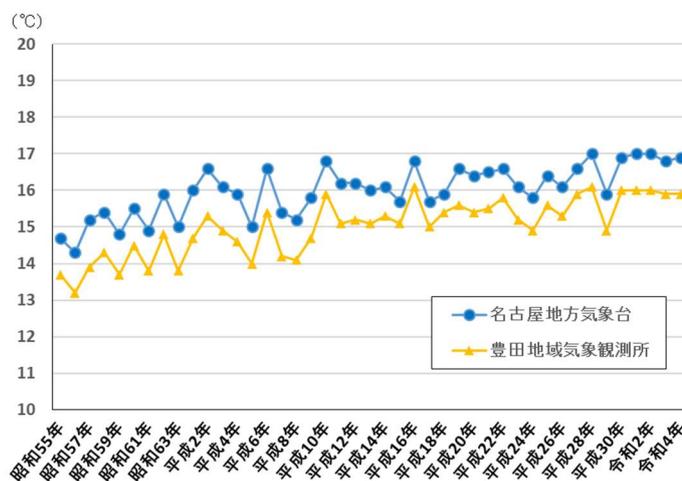


図2 近隣の気象観測所における気温の推移

(2) 水環境

本町には、みよし市長田池を起点とし、みよし市との境を流れ最終的に衣浦港へ注ぐ2級河川境川が存在します。境川における水質の状況は、以下に示すとおりです。

pH（水素イオン濃度）、SS（浮遊粒子状物質）及びDO（溶存酸素量）については、両地点とも全ての調査年度で環境基準に適合しています。

BOD（生物化学的酸素要求量）については、福田橋では令和元年度、令和2年度及び令和3年度のそれぞれ1回を除き、環境基準に適合しています。四ツ塚では令和2年度を除き、環境基準に適合していません。

大腸菌群数については、福田橋では令和2年度及び令和3年度は環境基準に適合していますが、平成30年度及び令和元年度は1回以上環境基準に適合していません。四ツ塚では全ての年度調査で1回以上、環境基準に適合していません。

表1 境川における水質の状況

地点名	類型	項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		環境基準
			測定結果	基準適合状況	測定結果	基準適合状況	測定結果	基準適合状況	測定結果	基準適合状況	
福田橋	B	pH	7.6~7.7	○	7.6~7.7	○	7.2~7.6	○	7.5~7.7	○	6.5以上 8.5以下
		BOD (mg/L)	1.2~2.4	○	0.9~3.2	2/3	0.7~4.0	2/3	1.2~4.5	2/3	3以下
		SS (mg/L)	2~3	○	4~7	○	3~8	○	2~6	○	25以下
		DO (mg/L)	8.2~12	○	9.8~11	○	8.5~12	○	8.1~13	○	5以上
		大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,700 ~ 9,400	2/3	2,600 ~ 13,000	1/3	1,100 ~ 4,900	○	200 ~ 3,300	○	(5,000 以下)
四ツ塚	B	pH	7.2~8.1	○	7.6~8.3	○	7.6~8.2	○	7.4~8.3	○	6.5以上 8.5以下
		BOD (mg/L)	6.7~11	0/3	1.1~5.6	2/3	1.3~2.5	○	4.0~5.5	0/3	3以下
		SS (mg/L)	3~25	○	4~9	○	2~8	○	4~8	○	25以下
		DO (mg/L)	8.2~12	○	8.6~11	○	8.2~13	○	7.8~14	○	5以上
		大腸菌群数 (MPN/100mL)	7,900 ~ 22,000	0/3	4,700 ~ 35,000	1/3	780 ~ 6,100	2/3	780 ~ 130,000	1/3	(5,000 以下)

注1) 調査は、年3回実施した。

注2) 「基準適合状況」は、全ての調査で環境基準を適合の場合は「○」

1回以上、環境基準を満たさない場合は、分数表示（適合回数/調査回数）とした。

注3) 環境基準は、「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）を示す。なお、令和4年4月の改正により、環境基準から「大腸菌群数」の項目が削除されたが、本表では測定年にあわせ「大腸菌群数」の測定結果及び当時の環境基準を示す

出典：環境課資料

(3) 自然環境

市街化の進展に伴い、樹林地や農地といった緑は減少しつつありますが、今なお、市街地の周辺には緑が残されています。また、愛知池や2級河川の境川等の豊かな水資源に恵まれています。5月中旬から6月上旬にかけてホタルを見ることができます。

◆愛知池

愛知池は、東郷町、日進市、みよし市にまたがる貯水量 900 万 m³、周囲約 7.4km の調整池です。豊かな自然に囲まれており、池の周囲に整備された管理用道路では、多くの人が花や樹木を見ながらランニングやウォーキング等に利用しています。

池内にある愛知池漕艇場東郷コースでは、中日本レガッタ(愛知県ボート協会主催)が開催されるなど、全国でも有名な漕艇場となっています。また、定期的に「町民レガッタ」が開催され、多くの町民が参加しています。



愛知池

(写真提供：独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所)

◆境川・境川緑地

境川は、諸輪から春木までの町の東側を縦断し、一部が本町とみよし市の市町の境界となっています。また、緑地に指定されており、河川敷には「境川マレットゴルフ場」や「境川多目的広場」、「境川ウォーキングロード」があり、様々な施設が整備され散歩やランニング等、健康づくりの一環として利用されています。

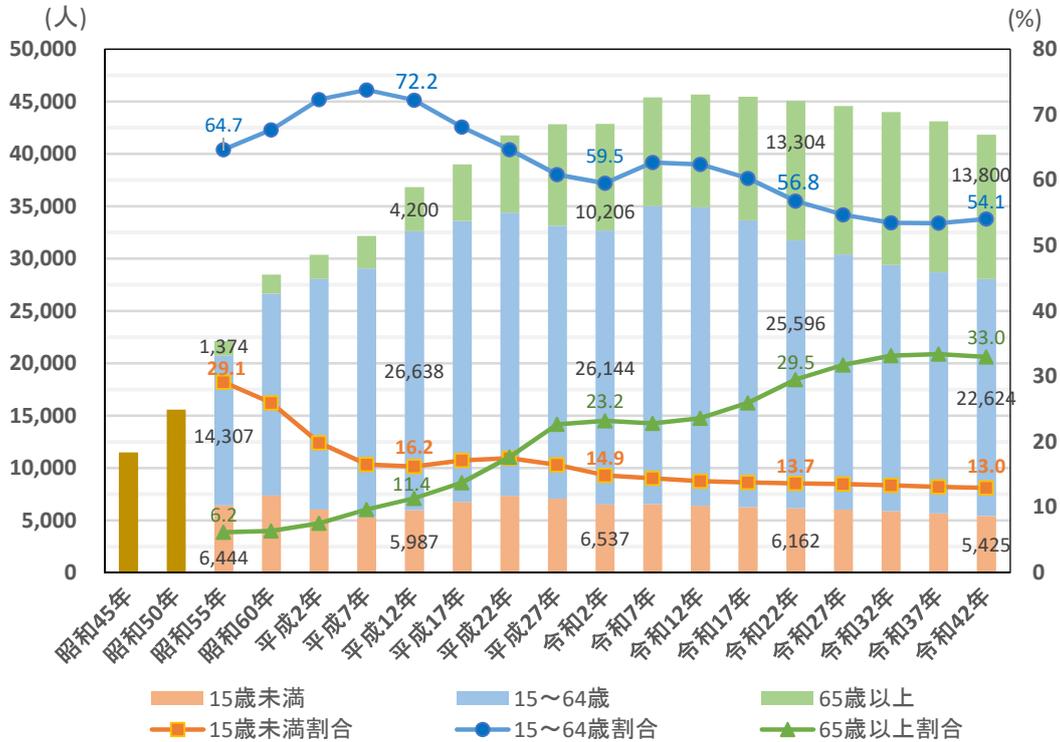


境川緑地

3 町の社会的状況

(1) 人口

本町では、今後人口減少と少子高齢化が進むと予測されます。

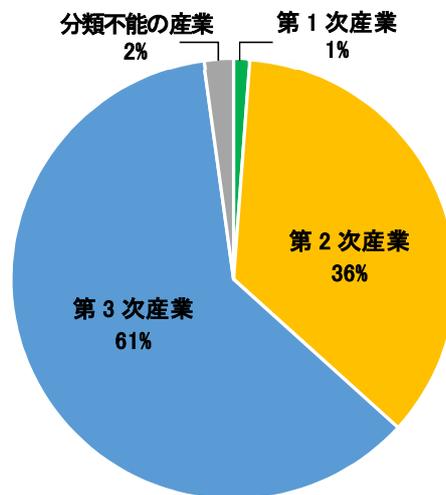


注1) 年齢3区分別人口割合は年齢不詳者を除いて算出した。
 注2) ()内は、総人口を示す。
 注3) 昭和45年及び昭和50年の実績値は、総人口のみを示す。
 出典：実績値 国勢調査（統計局ホームページ）
 推計値 「第2期東郷町人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年3月、東郷町）

図3 本町における人口動向及び将来推計

(2) 産業

本町では、第3次産業就業者の割合が最も多く、次いで第2次産業就業者が多い傾向があります。

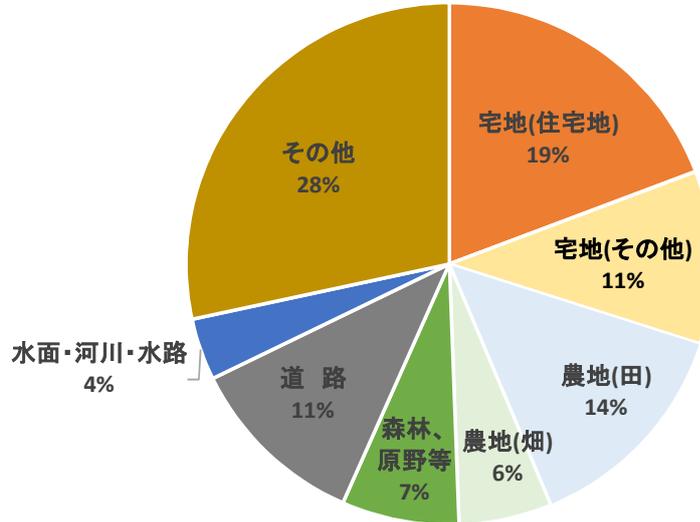


出典：令和2年国勢調査（統計局ホームページ）

図4 本町における産業大分類別就業者数の割合

(3) 土地利用

本町の土地利用状況としては、宅地（住宅地）（19%）、宅地（その他）^注（11%）、農地（田）（14%）がそれぞれ同程度の面積を占めています。

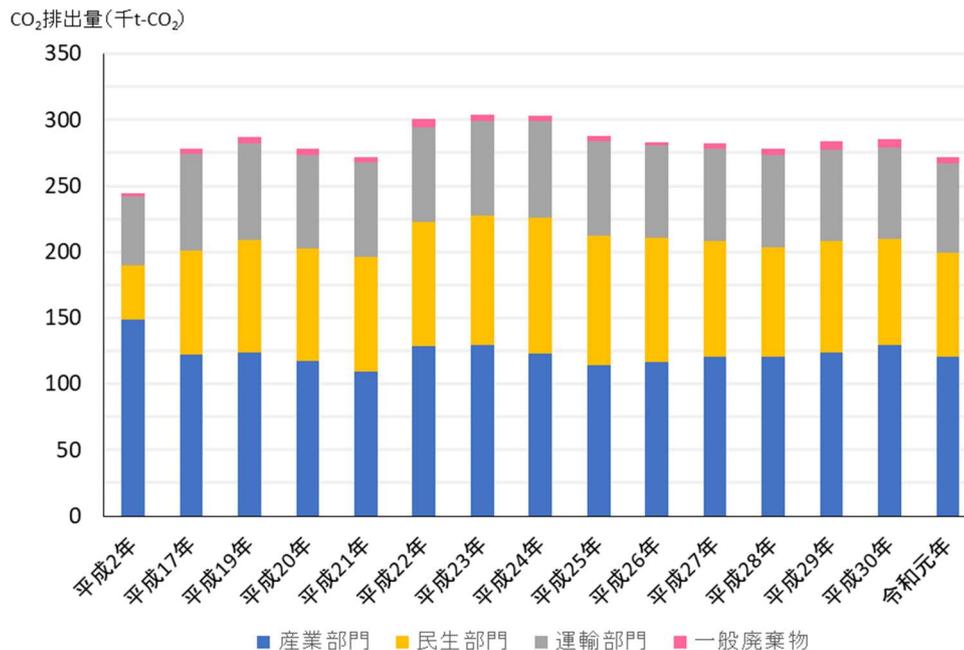


注) 「宅地（その他）」は、「宅地」から「住宅地」を除いた工業用地等を示す。
出典：「令和3（2021）年度刊愛知県統計年鑑」

図5 本町における地目別土地利用面積の割合

(4) 温室効果ガスの排出量

本町の温室効果ガスの排出量は、令和元年に 272 千 t-CO₂ であり、横ばい傾向にあります。



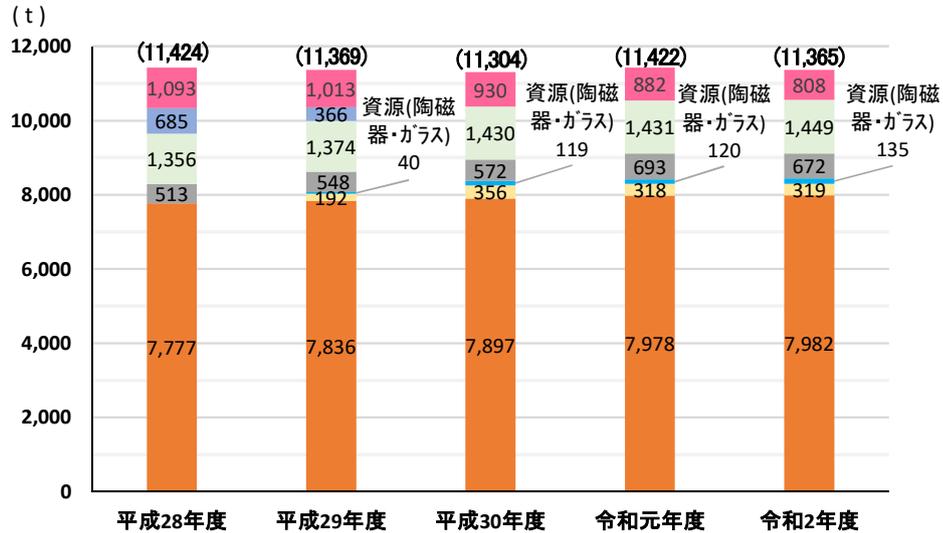
出典：「部門別 CO₂ 排出量の現況推計」（環境省ホームページ）

図6 本町における温室効果ガスの部門別排出量

(5) ごみ排出量

本町の令和2年度のごみ排出量は、家庭ごみが11,365t、事業系ごみが3,104tとなっています。家庭系ごみの排出量が横ばい傾向であるのに対し、事業系ごみは令和2年の大型商業施設の整備に伴い、増加する傾向にあります。

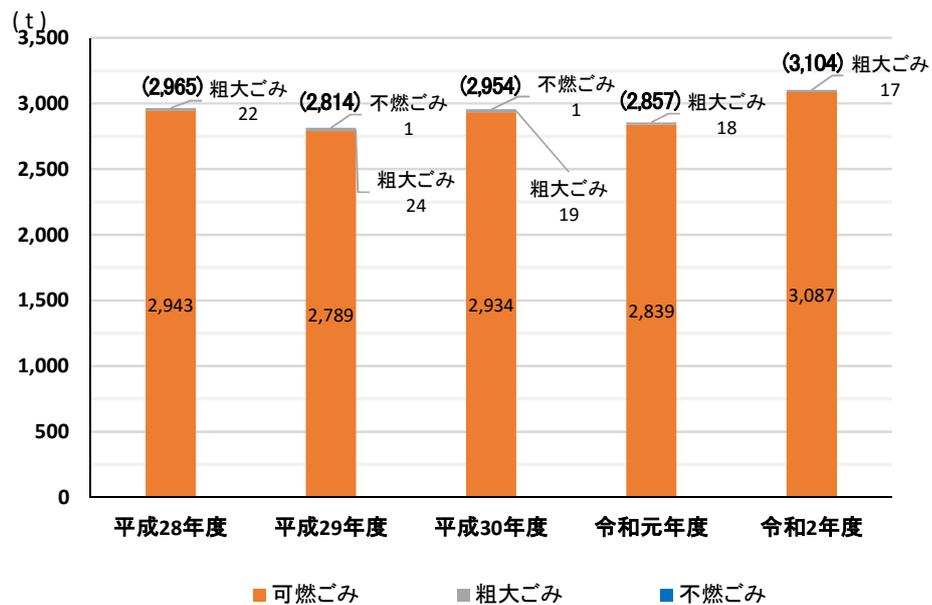
また、本町の1人1日当たりのごみ排出量は、令和元年度までは国平均及び愛知県平均より少ない値を示していましたが、令和2年度は愛知県平均を上回り、国平均と同程度の値を示しています。



- 可燃ごみ ■ 資源(金属) ■ 資源(陶磁器・ガラス) ■ 粗大ごみ ■ 資源(ST) ■ 不燃ごみ ■ 集団資源回収
- 注1) 平成29年度から、不燃ごみを、資源ごみ(金属)、資源ごみ(陶磁器・ガラス)として回収している。
- 注2) 資源(ST)：資源回収ステーション
- 注3) 集団資源回収：子ども会やPTAなどの団体が実施する自主的な資源の回収
- 注4) ()内は、家庭系ごみの総排出量を示す。

出典：一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)(令和4年3月、愛知県東郷町)

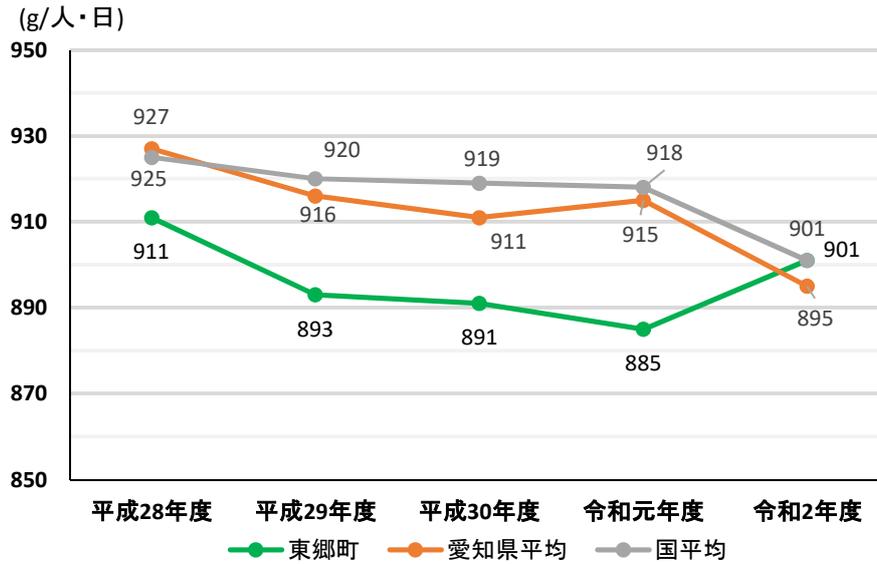
図7 本町の家系ごみの区分別の推移



注) ()内は、事業系ごみの総排出量を示す。

出典：一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)(令和4年3月、愛知県東郷町)

図8 本町の事業系ごみの区分別の推移

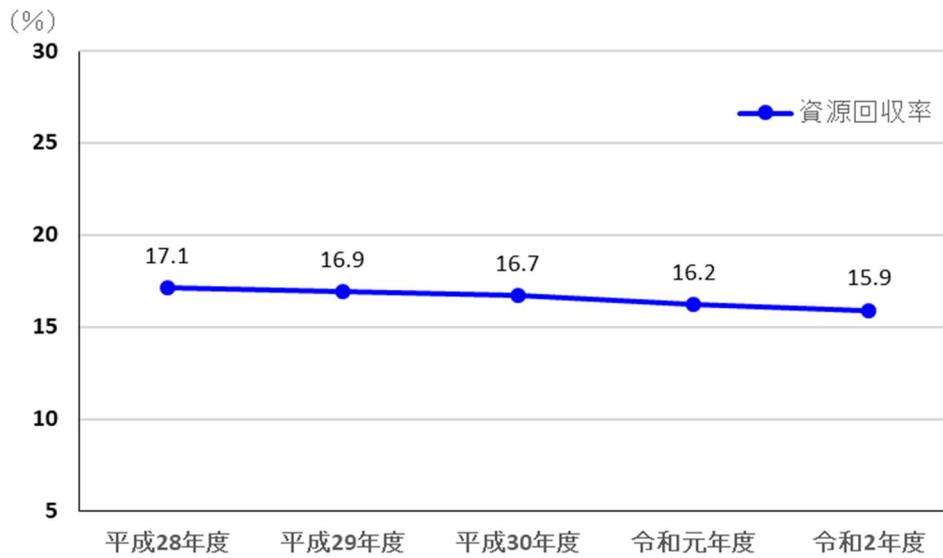


出典：一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）（令和4年3月、愛知県東郷町）

図9 1人1日当たりのごみの排出量

（6）資源回収率

本町の資源回収率は、令和2年度に15.9%であり、減少傾向にあります。



出典：一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）（令和4年3月、愛知県東郷町）

図10 東郷町における資源回収率

4 環境に係る町の計画・取組

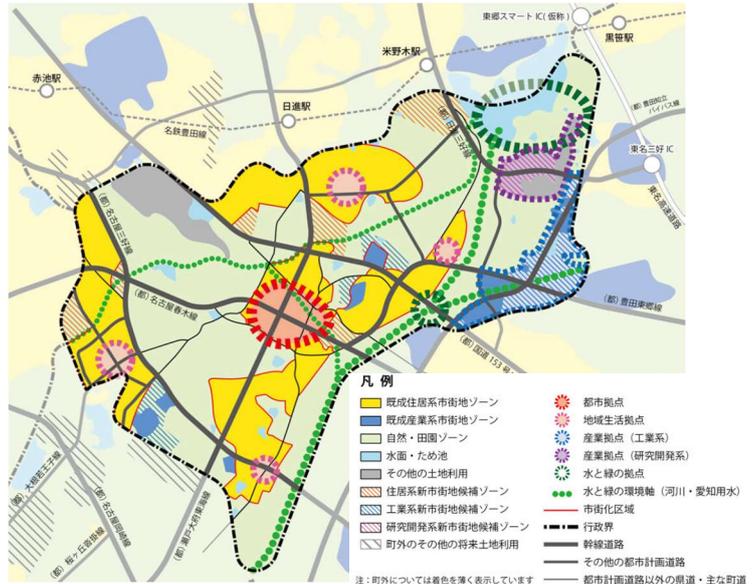
(1) まちづくり

本町では、まちづくりや行財政運営等の町政運営における最上位に位置付けられる「第6次東郷町総合計画」（令和3年3月）を策定し、同計画に掲げた将来都市像「人・まち・みどり ずっと暮らしたい とうごう」の実現に向けた取組を続けています。

「東郷町都市計画マスタープラン」（令和3年3月）では、4つの都市づくりの目標を設定した上で、都市づくりの方針（全体構想）及び地域づくりの方針（地域別構想）について定めています。

また、定住人口の増加、にぎわいと働く場の創出、財政基盤の強化、行政サービスの維持・向上を目指すため、本町では、東郷中央土地区画整理事業を核とする新たなまちづくり「セントラル開発」を推進しています。

令和2年には、東郷セントラル地区において大型商業施設が開業し、近接してバスターミナルが整備されました。本町の中心に位置する役場等の公共施設を最大限に活用しながら、都市機能が集約するコンパクトな都市構造への転換を図り、本町の中心核として脱炭素を目指したまちづくりを進めています。



出典：東郷町都市計画マスタープラン（令和3年3月、東郷町）

図11 将来都市構造

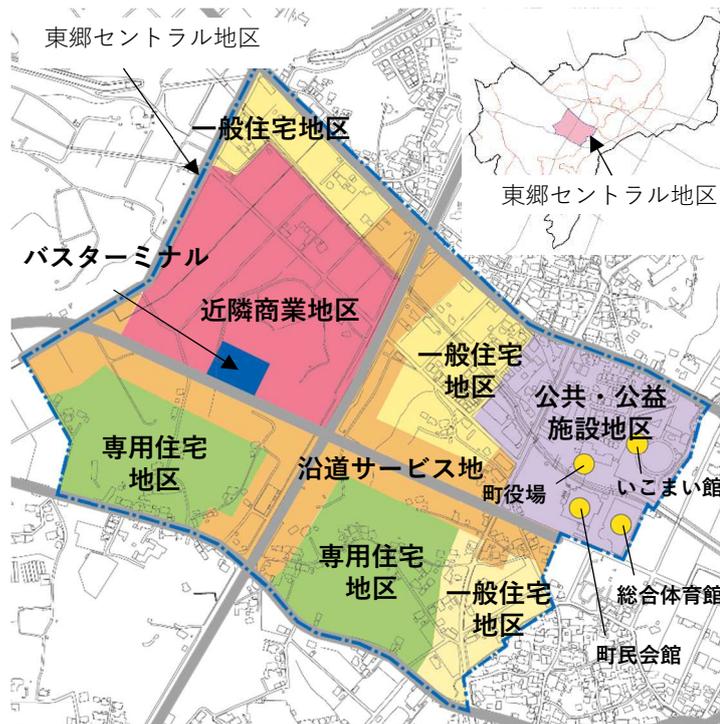


図12 東郷セントラル地区土地利用イメージ図

(2) 交通

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づき、本町では、令和3年に地域交通に関するマスタープランとして「東郷町地域公共交通計画」を策定しました。

「公共交通が暮らしとともにある 安心して住み続けられるまち」を交通将来像として掲げ、町内各地域及び尾三地区等の広域的な連携・交流の強化、地域に適した移動サービスの確保・導入等に取り組んでいます。

(3) 廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、本町では、平成24年に「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

「資源を大切にし、環境負荷の少ないまちをつくる」を基本理念とし、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された「持続可能な循環型社会」の形成を目指し、廃棄物の抑制、資源化の推進を行っています。

(4) 温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、町が事務事業に係る環境に配慮した取組を率先して実行し、温室効果ガス排出量の削減を図っています。

第2章 第2次計画の総括

1 第2次計画で定めた指標・目標値及び具体的施策

本町では、これまでに平成25年度（2013年度）を初年度とする第2次東郷町環境基本計画（第2次計画）を策定し、「自然にやさしい うるおいのあるまち」を望ましい環境像に掲げました。「まちづくり」「循環」「共生」「協働」の4つの分野に分け、それぞれ基本目標を掲げ、下表に示す11の指標・目標値を定め、様々な環境問題について、環境の保全及び創出に関する具体的施策を進めてきました。

なお、下表の「第2次計画策定時（%）」は、第2次計画策定に当たって実施したアンケート調査結果であり、「目標値（%）」は、施策の有効性を測るために第2次計画で設定した数値目標です。

<第2次計画で定めた指標・目標値及び具体的施策数>

基本目標	施策の方針	指標	第2次計画策定時（%）	第2次計画での目標値（%）	第2次計画での具体的施策数
まちづくり	快適な都市空間の創出	「空気のさわやかさ」に満足している町民の割合	59	69	24
		公害などの環境対策に満足している町民の割合	17	29	
		「川や池のきれいさ」に満足している町民の割合	22	32	
	地域に密着した農業の推進	地産地消の推進に満足している町民の割合	11	24	4
循環	ごみ減量化と適正排出	リサイクルを含むごみ処理対策に満足している町民の割合	54	64	8
	リサイクルの推進	普段からリサイクルに心がけている町民の割合	64	76	5
共生	多様な生態系の保全と創出	—	—	—	3
	身近な緑の保全と創出	公園や緑地の整備に満足している町民の割合	32	43	5
	地球温暖化防止対策の推進	普段から省エネを心がけている町民の割合	63	75	7
協働	環境教育・環境学習の推進	子どもへの環境教育に満足している町民の割合	29	39	6
	参加協力体制の整備	「環境に関する情報の提供」に満足している町民の割合	18	28	4

注）「第2次計画策定時（%）」及び「目標値（%）」は、各項目の満足度（考え）について伺った上で、「満足（そう思う）」と「まあ満足（まあそう思う）」を集計し、本設問の有効回答数を母数として算出した割合を示します。

2 目標の達成状況

第2次計画で定めた目標の達成状況について、下表に示す3段階で評価しました。

なお、目標の達成状況については、第2次計画で設定した「目標値」と本計画及び総合計画策定に当たり実施したアンケート調査で把握した「現状値」を比較しました。

<目標の達成状況の評価基準>

評価	目標値の達成	目標値への到達度	内容
○	達成	—	目標値を達成した
△	非達成	第2次計画策定時から前進	目標値の達成には至らなかったが、目標値に近づいた
×		第2次計画策定時から後退(変化なしを含む)	目標値の達成に至らず、第2次計画策定時から後退した

評価の結果の概要を下表に示します。

全ての目標において、目標値の達成には至りませんでした。下記3項目については、第2次計画策定時から目標値に近づきました。

- ・地域に密着した農業の推進に係る「地産地消の推進に満足している町民の割合」
- ・リサイクルの推進に係る「普段からリサイクルに心がけている町民の割合」
- ・地球温暖化防止対策の推進に係る「普段から省エネを心がけている町民の割合」

基本目標	施策の方針	指標	評価
まちづくり	快適な都市空間の創出	「空気のさわやかさ」に満足している町民の割合	×
		公害などの環境対策に満足している町民の割合	×
		「川や池のきれいさ」に満足している町民の割合	×
	地域に密着した農業の推進	地産地消の推進に満足している町民の割合	△
循環	ごみ減量化と適正排出	リサイクルを含むごみ処理対策に満足している町民の割合	×
	リサイクルの推進	普段からリサイクルに心がけている町民の割合	△
共生	多様な生態系の保全と創出	—	—
	身近な緑の保全と創出	公園や緑地の整備に満足している町民の割合	×
	地球温暖化防止対策の推進	普段から省エネを心がけている町民の割合	△
協働	環境教育・環境学習の推進	子どもへの環境教育に満足している町民の割合	×
	参加協力体制の整備	「環境に関する情報の提供」に満足している町民の割合	×

(1) 「基本目標 1 まちづくり」に関する目標の達成状況

「空気のさわやかさ」に満足している町民の割合			
第2次 計画策定時	59%	目標値への到達度（第2次計画策定時からの前進・後退） (単位:%) 	
目標値	69%		
現状値 ^注	56%		
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・目標への到達度は、第2次計画策定時から後退しました。 ・第2次計画では、「空気のさわやかさ」に満足している町民を10%増加させる目標【69%】を設定しました。 ・令和3年に実施したアンケート調査に基づく現状値は56%であり、目標値は達成できませんでした。また、第2次計画策定時より3%減少する結果となりました。 		×

注1) 現状値は、第3次東郷町環境基本計画策定のためのアンケート調査における結果を示す。

注2) 「目標値への到達度 (%)」 = 「現状値 (%)」 - 「第2次計画策定時 (%)」

公害などの環境対策に満足している町民の割合			
第2次 計画策定時	17%	目標値への到達度（第2次計画策定時からの前進・後退） (単位:%) 	
目標値	29%		
現状値 ^注	13%		
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・目標への到達度は、第2次計画策定時から後退しました。 ・第2次計画では、公害などの環境対策に満足している町民を12%増加させる目標【29%】を設定しました。 ・平成30年に実施したアンケート調査における現状値は13%であり、目標値は達成できませんでした。また、第2次計画策定時より4%減少する結果となりました。 		×

注1) 現状値は、「第6次東郷町総合計画」策定における住民意向調査における結果を示す。

注2) 「目標値への到達度 (%)」 = 「現状値 (%)」 - 「第2次計画策定時 (%)」

「川や池のきれいさ」に満足している町民の割合			
第2次 計画策定時	22%	目標値への到達度（第2次計画策定時からの前進・後退） （単位：％） 	
目標値	32%		
現状値 ^注	19%		
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・目標への到達度は、第2次計画策定時から後退しました。 ・第2次計画では、「川や池のきれいさ」に満足している町民を10%増加させる目標【32%】を設定しました。 ・令和3年に実施したアンケート調査における現状値は19%であり、目標値は達成できませんでした。また、第2次計画策定時より3%減少する結果となりました。 		×

注1) 現状値は、第3次東郷町環境基本計画策定のためのアンケート調査における結果を示す。

注2) 「目標値への到達度（％）」＝「現状値（％）」－「第2次計画策定時（％）」

地産地消の推進に満足している町民の割合			
第2次 計画策定時	11%	目標値への到達度（第2次計画策定時からの前進・後退） （単位：％） 	
目標値	24%		
現状値 ^注	18%		
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・目標への到達度は、第2次計画策定時から前進しました。 ・第2次計画では、公害などの環境対策に満足している町民を13%増加させる目標【24%】を設定しました。 ・平成30年に実施したアンケート調査における現状値は18%であり、目標値は達成できませんでしたが、第2次計画策定時より7%増加する結果となりました。 		△

注1) 現状値は、「第6次東郷町総合計画」策定における住民意向調査における結果を示す。

注2) 「目標値への到達度（％）」＝「現状値（％）」－「第2次計画策定時（％）」

(2) 「基本目標 2 循環」に関する目標の達成状況

リサイクルを含むごみ処理対策に満足している町民の割合			
第2次 計画策定時	54%	目標値への到達度（第2次計画策定時からの前進・後退） (単位:%) 	
目標値	64%		
現状値 ^注	48%		
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標への到達度は、第2次計画策定時から後退しました。 ・ 第2次計画では、リサイクルを含むごみ処理対策に満足している町民を10%増加させる目標【64%】を設定しました。 ・ 令和3年に実施したアンケート調査に基づく現状値は48%であり、目標値は達成できませんでした。また、第2次計画策定時より6%減少する結果となりました。 		×

注1) 現状値は、第3次東郷町環境基本計画策定のためのアンケート調査における結果を示す。

注2) 「目標値への到達度 (%)」 = 「現状値 (%)」 - 「第2次計画策定時 (%)」

普段からリサイクルに心がけている町民の割合			
第2次 計画策定時	64%	目標値への到達度（第2次計画策定時からの前進・後退） (単位:%) 	
目標値	76%		
現状値 ^注	72%		
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標への到達度は、第2次計画策定時から前進しました。 ・ 第2次計画では、普段からリサイクルに心がけている町民を12%増加させる目標【76%】を設定しました。 ・ 平成30年に実施したアンケート調査における現状値は72%であり、目標値は達成できませんでしたが、第2次計画策定時より8%増加する結果となりました。 		△

注1) 現状値は、「第6次東郷町総合計画」策定における住民意向調査における結果を示す。

注2) 「目標値への到達度 (%)」 = 「現状値 (%)」 - 「第2次計画策定時 (%)」

(3) 「基本目標3 共生」に関する目標の達成状況

公園や緑地の整備に満足している町民の割合			
第2次 計画策定時	32%	目標値への到達度（第2次計画策定時からの前進・後退） (単位:%)	
目標値	44%		
現状値 ^注	25%		
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・目標への到達度は、第2次計画策定時から後退しました。 ・第2次計画では、公園や緑地の整備に満足している町民を12%増加させる目標【44%】を設定しました。 ・平成30年に実施したアンケート調査における現状値は25%であり、目標値は達成できませんでした。また、第2次計画策定時より7%減少する結果となりました。 		×

注1) 現状値は、「第6次東郷町総合計画」策定における住民意向調査における結果を示す。

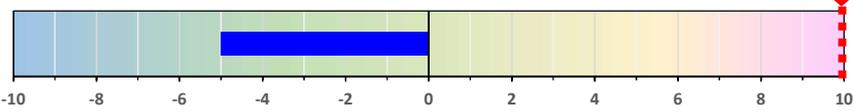
注2) 「目標値への到達度 (%)」 = 「現状値 (%)」 - 「第2次計画策定時 (%)」

普段から省エネを心がけている町民の割合			
第2次 計画策定時	63%	目標値への到達度（第2次計画策定時からの前進・後退） (単位:%)	
目標値	75%		
現状値 ^注	68%		
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・目標への到達度は、第2次計画策定時から前進しました。 ・第2次計画では、普段から省エネを心がけている町民を12%増加させる目標【75%】を設定しました。 ・平成30年に実施したアンケート調査における現状値は63%であり、目標値は達成できませんでしたが、第2次計画策定時より5%増加する結果となりました。 		△

注1) 現状値は、「第6次東郷町総合計画」策定における住民意向調査における結果を示す。

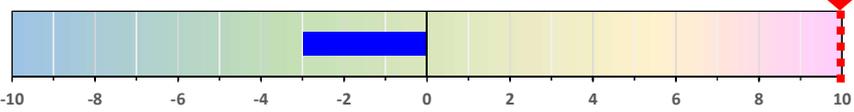
注2) 「目標値への到達度 (%)」 = 「現状値 (%)」 - 「第2次計画策定時 (%)」

(4)「基本目標4 協働」に関する目標の達成状況

子どもへの環境教育に満足している町民の割合			
第2次 計画策定時	29%	目標値への到達度（第2次計画策定時からの前進・後退） (単位:%) 	
目標値	39%		
現状値 ^注	24%		
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・目標への到達度は、第2次計画策定時から後退しました。 ・第2次計画では、子どもへの環境教育に満足している町民を10%増加させる目標【39%】を設定しました。 ・令和3年に実施したアンケート調査に基づく現状値は24%であり、目標値は達成できませんでした。また、第2次計画策定時より5%減少する結果となりました。 		×

注1) 現状値は、第3次東郷町環境基本計画策定のためのアンケート調査における結果を示す。

注2) 「目標値への到達度 (%)」 = 「現状値 (%)」 - 「第2次計画策定時 (%)」

「環境に関する情報の提供」に満足している町民の割合			
第2次 計画策定時	18%	目標値への到達度（第2次計画策定時からの前進・後退） (単位:%) 	
目標値	28%		
現状値 ^注	15%		
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・目標への到達度は、第2次計画策定時から後退しました。 ・第2次計画では、「環境に関する情報の提供」に満足している町民を10%増加させる目標【28%】を設定しました。 ・令和3年に実施したアンケート調査に基づく現状値は15%であり、目標値は達成できませんでした。また、第2次計画策定時より3%減少する結果となりました。 		×

注1) 現状値は、第3次東郷町環境基本計画策定のためのアンケート調査における結果を示す。

注2) 「目標値への到達度 (%)」 = 「現状値 (%)」 - 「第2次計画策定時 (%)」

3 具体的施策の実施状況

第2次計画で定めた具体的施策の実施状況について、それぞれ下表に示す4段階で評価しました。

<具体的施策の実施状況の評価基準>

評価	内容
○	施策の目的を概ね達成した
△	施策の目的を達成することはできなかったが前進が見られた
×	施策の目的達成に至らず、前進も乏しかった
—	評価に当たっての指標が乏しい又は適当な評価指標がない

なお、評価指標の単位は「%」、「件」、「回」など一定でなく、指標ごとに異なるものとなっているため、単位が「%」で表せるものについては、下表に示す3段階で評価し、それ以外のものについては実施した状況を総合的に評価しました。

<評価指標の単位が「%」での評価基準>

評価	実施率
○	75%以上
△	50%以上～75%未満
×	50%未満

なお、評価に使用した指標の詳細は資料編 62 ページに掲載しています。

目標指標別具体的施策の実施状況

目標指標『「空気のさわやかさ」に満足している町民の割合』に関連した施策			
目標指標「公害などの環境対策に満足している町民の割合」に関連した施策			
目標指標『「川や池のきれいさ」に満足している町民の割合』に関連した施策			
	具体的施策	結果等	評価
1	公共交通機関の利用を促進し、自家用車利用の抑制を図ります	32.8%	×
2	ノーカーデーの実施や自家用車相乗りの普及啓発を推進します	—	—
3	低公害車の普及促進に努めます	—	—
4	環境にやさしい運転を啓発します	77.7%	○
5	道路交通騒音調査を継続し、県と連携して監視に努めます	10回	○
6	地域が実施する空き地の雑草管理に対する支援に努めます	734件	—
7	屋外広告物の適正化について周知・指導に努めます	—	—
8	地区の特性に合わせ、地区計画制度などを活用し、ゆとりとうるおいのある良好な景観の形成を推進します	—	—
9	ポイ捨てやふん害防止に関する啓発に努めます	—	—
10	児童、高齢者や障がい者をはじめすべての人に配慮した道路づくりを推進します	—	—
11	文化財の適切な保護や情報提供を行います	公表済	○
12	郷土資料を展示し、身近に歴史や文化に親しむ機会を提供します	実施中	○
13	生涯学習講座等を活用し、文化財に対する関心と認識を深めます	年間2回	—
14	関係機関と連携し、事業所の公害に関する監視・測定・指導に努めます	—	—
15	有害化学物質等の情報の提供に努めます	実施済	○
16	関係機関と連携し土壌や地下水などの環境調査を、必要に応じて行います	—	—
17	関係機関と連携し光化学スモッグの状況を監視し、適切な対応を進めます	常時監視	○
18	近隣騒音、営業騒音への適切な対応に努めます	—	—
19	下水道処理区域外における単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します	26件	△
20	水質改善や悪臭防止のため、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の適正管理の啓発に努めます	47.1%	×
21	河川水質調査を継続し、監視に努めます	10回	○
22	水生生物調査や美化活動を通して町民意識の高揚を図ります	28回	○
23	境川流域市町で連携し、広域的な水質改善対策を推進します	—	—
24	家庭のできる生活排水対策を普及啓発します	93.5%	○

目標指標「地産地消の推進に満足している町民の割合」に関連した施策			
	具体的施策	結果等	評価
1	環境保全型農業の導入啓発に努めます	6.4ha	—
2	愛知県による「エコファーマー」認定に向けた取り組みを支援します	1人	—
3	農地の多面的機能を紹介し、農業の重要性の周知に努めます	—	—
4	愛知県農産物環境安全推進マニュアルの周知啓発に努めます	未実施	×

目標指標「リサイクルを含むごみ処理対策に満足している町民の割合」に関連した施策

具体的施策		結果等	評価
1	買い物袋持参運動の普及を促進します	97.1%	○
2	ごみ減量に関する啓発を進め、家庭ごみの発生抑制に努めます	▲161g	○
3	効果的な排出抑制策の導入を検討します	—	—
4	ごみ処理施設の見学会を開催します	10回	○
5	ごみ分別の徹底を図ります	全戸配布	○
6	不法投棄に対する監視体制を強化します	▲16,010kg	○
7	家庭でのごみ焼却禁止を呼びかけるとともに、事業者に対しては県との連携により指導を強化します	—	—
8	家庭から出る生ごみの堆肥化を促進するため、生ごみ処理機器の補助を継続します	120件	○

目標指標「普段からリサイクルに心がけている町民の割合」に関連した施策

具体的施策		結果等	評価
1	町民による資源回収事業を促進します	92.4%	○
2	リサイクル活動の効果や重要性について啓発します	—	—
3	小売業者など販売店の店頭での資源回収を促進します	49.4%	×
4	役場庁舎内におけるリサイクル製品の購入、公共事業におけるリサイクル資材の使用の促進に努めます	—	—
5	リサイクル製品に関する情報を提供し、町民の意識高揚を図ります	286回	—

目標指標外「多様な生態系の保全と創出」関連施策

具体的施策		結果等	評価
1	ホテルの生息地域を把握してマップへの掲載を進めます	未実施	×
2	開発に際しては自然生態系に十分配慮します	—	—
3	親水公園を魅力ある水辺環境として整備、維持管理します	—	—

目標指標「公園や緑地の整備に満足している町民の割合」に関連した施策

具体的施策		結果等	評価
1	家庭や事業所の緑化活動を支援します	—	—
2	東郷町緑の募金委員会事業を活用し、学校や各地区の集会所など公共施設の緑化を推進します	139件	○
3	町民との連携による公園施設の適切な維持管理を促進します	20団体	×
4	公共施設の緑化を推進します	—	—
5	刈草、剪定枝の処理について、広域的対応について検討します	未実施	×

目標指標「普段から省エネを心がけている町民の割合」に関連した施策

具体的施策		結果等	評価
1	東郷版 ISO を普及し、家庭での省資源・省エネルギー活動を促進します	273 人	—
2	環境にやさしい製品や行動を紹介します	—	—
3	再生可能エネルギーの導入促進に努めます	851 件	○
4	大気中の温室効果ガスの排出実態や排出抑制策の周知に努めます	—	—
5	地球温暖化の進行などに関する情報提供と地球温暖化防止意識の啓発を推進します	74.8%	△
6	東郷町エコプランにより町職員が率先して環境配慮行動に取り組みます	—	—
7	東郷セントラル地区エコまちづくりを支援します	—	—

目標指標「子どもへの環境教育に満足している町民の割合」に関連した施策

具体的施策		結果等	評価
1	環境に関する講座やシンポジウムを開催します	未実施	×
2	環境保全に関する啓発の機会の継続と増加に努めます	—	—
3	ビオトープを環境教育の場として活用します	未実施	×
4	リサイクルセンターや再生工場などの施設見学を実施し、実体験を通じた啓発を推進します	未実施	×
5	子ども会・児童館と連携した環境教育を推進します	130 人	—
6	学校において、環境教育を推進します	—	—

目標指標『「環境に関する情報の提供」に満足している町民の割合』に関連した施策

具体的施策		結果等	評価
1	環境調査結果などの情報公開に努めます	15.1%	×
2	環境保全に関する啓発の機会の継続と増加に努めます(再掲)	—	—
3	周辺自治体と連携して広域的な環境行政を進めます	—	—
4	環境政策の企画立案・実施における町民・事業者の参画を促進します	—	—

4 第2次計画の総合評価及び第3次計画に向けて

第2次計画において掲げた10項目の目標については、全ての目標において、目標値の達成には至りませんでした。

目標指標別に具体的実施施策の評価を見てみると、下表のとおりとなります。

指 標	目標への進捗	評価			評価「△」と「×」の割合
		○の数	△の数	×の数	
「空気のさわやかさ」に満足している町民の割合	▲3%	9	1	2	25.0%
公害などの環境対策に満足している町民の割合	▲4%				
「川や池のきれいさ」に満足している町民の割合	▲3%				
地産地消の推進に満足している町民の割合	7%	0	0	1	100.0%
リサイクルを含むごみ処理対策に満足している町民の割合	▲6%	6	0	0	0.0%
普段からリサイクルに心がけている町民の割合	8%	1	0	1	50.0%
(目標指標外)「多様な生態系の保全と創出」関連施策	—	0	0	1	100.0%
公園や緑地の整備に満足している町民の割合	▲7%	1	0	2	66.7%
普段から省エネを心がけている町民の割合	5%	1	1	0	50.0%
子どもへの環境教育に満足している町民の割合	▲5%	0	0	3	100.0%
「環境に関する情報の提供」に満足している町民の割合	▲3%	0	0	1	100.0%

上記の表から具体的施策の実施状況の評価することのできた目標指標を見てみると、評価において「△」と「×」の割合が多い指標については進捗が後退しており、具体的施策の評価と各指標の目標の進捗に相関関係が一部見られます。

しかし、全体的に評価指標が少なく、評価するにあたっての評価材料が不足していると言えます。

このことから、本計画の策定に当たっては「具体的施策における目標達成に向けての着実な実行及び充実」と「具体的施策の適切な評価材料の確保」を課題として捉え、その対応として、「具体的施策の大幅な見直し」並びに「中間見直し、計画改定時までの期間において、評価す

べき数値等の材料を検討し、その目的が達成できる取組を実施するとともに、住民意向調査項目の見直し」を行うこととします。

そして、50 ページにあるとおり、本計画の推進に当たっては、「東郷町環境審議会」の下、目標達成に向けて実効性を確保するとともに、P D C A サイクルに基づいて適切に進行管理を行っていきます。

第3章 東郷町を取り巻く社会経済情勢の変化

本計画は、次に挙げる社会経済情勢の変化を踏まえて策定しました。

1 2050年カーボンニュートラル

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

カーボンニュートラルの達成のため、本町においても、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に関する取組を推進していくことが求められます。

2 持続可能な開発目標（SDGs）の採択

SDGs（Sustainable Development Goals の略称）は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された令和12年（2030年）を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標です。

国は、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たっては、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の推進につなげることができるとしています。近年では、本目標を背景の1つとして、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）や食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）が施行されました。

本町においても、SDGsの要素を環境計画の具体的施策に反映し、取組を推進していくことが求められます。

■ SDGs の 17 の目標



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



各国内及び各国間の不平等を是正する



包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



持続可能な生産消費形態を確保する



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

第4章 意識調査による前回との比較

1 意識調査の概要

本計画策定に当たり、令和3年に東郷町在住の住民の皆さまを対象に、意識調査（アンケート調査）を実施いたしました。

調査は、令和3年8～9月に東郷町在住の1,000人を対象に実施し、そのうち389人からご回答いただきました。

2 居住地区の環境に関する満足度

居住地区の環境（18項目）について、現在の満足度を伺った上で、下表のとおり点数化し、平均値を算出しました。

満足度の比較を次項に示します。

選択肢	満足	まあ満足	どちらとも いえない	やや不満	不満
点数	5点	2点	0点	-2点	-5点

<算出例>

アンケート総数10件のうち、満足5件、まあ満足3件、不満2件の場合

$(5 \text{件 (満足)} \times 5 \text{点} + 3 \text{件 (まあ満足)} \times 2 \text{点} + 2 \text{件 (不満)} \times -5 \text{点}) \div 10 \text{件}$

$= 2.1 \dots$ 満足度 2.1

第2次計画策定時と比較すると、満足度が増加したものは、「公園や街路樹などの緑」「静けさ」「日当たりのよさ」「街並みのゆとりや美しさ」「公園などの憩いの場」「し尿処理等の衛生対策」「省エネルギー対策」の7項目でした。

満足度が減少したものは、「森林としての緑」「水辺の景観」「憩いの場としての水辺」「自然を生かした河川整備」「リサイクルを含むごみ処理対策」「子供への環境教育」「環境に関する情報の提供」の7項目でした。

(単位：点)

番号	内容	満足度 (前回→今回)	比較 (増加↑・減少↓)
1	日当たりのよさ	1.9 → 2.5	↑(+0.6)
2	し尿処理等の衛生対策	0.7 → 1.0	↑(+0.3)
3	静けさ	1.1 → 1.4	↑(+0.2)
4	公園や街路樹などの緑	0.5 → 0.7	↑(+0.2)
5	省エネルギー対策	-0.2 → 0.0	↑(+0.2)
6	公園などの憩いの場	-0.1 → 0.0	↑(+0.1)
7	街並みのゆとりや美しさ	-0.2 → -0.1	↑(+0.1)
8	空気のさわやかさ	1.1 → 1.1	
9	動物や植物の多さ	0.3 → 0.3	
10	環境・公害対策	0.2 → 0.2	
11	川や池のきれいさ	-0.5 → -0.5	
12	森林としての緑 ^注	0.9 → 0.8	↓(-0.1)
13	子供への環境教育	0.2 → 0.1	↓(-0.1)
14	憩いの場としての水辺	-0.1 → -0.2	↓(-0.1)
15	自然を生かした河川整備	-0.3 → -0.4	↓(-0.1)
16	環境に関する情報の提供	-0.2 → -0.4	↓(-0.2)
17	リサイクルを含むごみ処理対策	1.0 → 0.6	↓(-0.4)
18	水辺の景観	0.2 → -0.2	↓(-0.4)

注)「森林としての緑」の満足度は、第2次計画策定時のアンケート項目「樹林としての緑」と比較しました。

3 環境の変化について

下表に示す2項目の東郷町の環境について、以前（10年前、転居後10年未満の方は転居時）と比べて良くなったと思うか、悪くなったと思うかを伺った上で、「良くなったと評価する（良くなった+どちらかといえば良くなった）」と「良くなったと評価しない（どちらかといえば悪くなった+悪くなった）」で集計し、本設問の有効回答数を母数として割合を算出しました。

2項目ともに、「良くなったと評価しない」が増加しました。

(単位：%)

番号	項目	(前回 → 今回)	
		良くなったと評価する (良くなった+どちらかとい えば良くなった)	良くなったと評価しない (どちらかといえば悪く なった+悪くなった)
1	森や川などの自然環境	37.6 → 26.9	62.4 → 73.1
2	空気や水などの生活環境	39.4 → 37.4	60.6 → 62.6

4 地球環境や地域環境の保全のためにとるべき行動について

下表に示す項目のうち、地球環境や地域環境の保全のために、町民・事業者・行政がとるべきと思う行動を2項目まで伺った上で、本設問の有効回答数を母数として各項目の割合を算出しました。

前回と今回ともに、「町と住民が協力して環境保全を行うべき」(前回:48.6%、今回:50.6%)が最も多く、次いで「子供たちへの環境教育を行うべき」(前回:39.6%、今回:31.4%)となりました。

(単位：%)

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
項目	町と住民が協力して環境保全を行うべき	子供たちの環境教育を行うべき	町の事業として環境保全行動を行うべき	住民一人一人の生活の影響が大きいため、生活様式の変更が必要である	町として条例や規制を制定し、環境保全対策に着手すべき	企業活動の影響が大きいので、産業構造を見直す必要がある	環境問題が深刻化しているとは考えづらく特に行動すべきことはない	わからない	その他
前回	48.6	39.6	33.1	14.9	22.6	9.1	2.9	9.1	2.1
今回	50.6	31.4	27.2	18.5	30.8	14.9	3.1	4.6	4.1

5 環境にやさしい行動について

下表に示す環境にやさしい行動 22 項目のそれぞれの実施状況（いつも実行している・時々実行している・今後実行したい・今後ともするつもりはない）について伺った上で、

「いつも実行している」を実行率 100%

「時々実行している」を実行率 50%

として実行率を算出し、前回アンケートにおいて設問未設定であった「食品ロスを意識して、作りすぎない、食べ残さないようにしている」の 1 項目を除く 21 項目を対象に、今回アンケートと前回アンケートの差を整理しました。

今回アンケートと前回アンケートの差の整理を行った 21 項目中、「 unnecessary 電気を消したり、緑のカーテンを設置したり、冷暖房の温度を控えめにするなど、エネルギーの節約に心がけている」の 1 項目を除いて、全ての項目で実行率が上昇しました。

(単位：%)

番号	項目	前回	今回	差 (今回-前回)
1	unnecessary 電気を消したり、緑のカーテンを設置したり、冷暖房の温度を控えめにするなど、エネルギーの節約に心がけている	79.2	76.3	-3.0
2	省エネルギー型の家庭電化製品や自動車を選択して購入している	45.5	74.1	28.6
3	外出の際には、なるべく自家用車を使わず、バスなどの公共交通機関、徒歩、自転車などを利用している	32.5	64.9	32.4
4	エコドライブを意識している	45.3	77.1	31.8
5	食用油や食べかすを排水口から流さないようにしている	79.2	89.8	10.6
6	洗剤の量や成分に気を配っている	60.8	78.2	17.4
7	食品ロスを意識して、作りすぎない、食べ残さないようにしている	前回なし	86.3	-
8	買い物の時にはエコバックを持参している	88	96.9	8.9
9	使い捨て製品はなるべく買わないようにしている	49.4	68.3	18.9
10	再生紙などのリサイクル商品を購入している	54.4	67.0	12.6
11	日常の生活で節水に気をつけている	70.5	76.8	6.3
12	雨水、風呂の残り水の積極的な再利用を行っている	53.7	78.2	24.5
13	物は大切にし、修理して長く使うようにしたり、必要な物だけを買うようにしている	58.1	78.0	19.9
14	町や各種団体等の資源回収に協力している	73.8	86.9	13.1
15	コンポスト容器などによる生ごみの堆肥化、減量化を行っている	21	74.7	53.7
16	リサイクルマーケットや、リサイクルショップを利用している	31.3	61.9	30.6
17	観光・余暇活動の際には、ごみを持ち帰る、動植物を採取しないなど、なるべく自然を傷つけないようにしている	77.4	90.4	13.0
18	家の庭やベランダの緑を増やすようにしている	60.2	80.7	20.5
19	テレビやピアノなどの音を外に出さないようにしている	64.1	81.9	17.8
20	自治会の清掃活動に参加している	55.1	83.3	28.2
21	講演会、講習会などの環境学習に参加している	8.8	58.3	49.5
22	環境問題や対策について家族で話し合っている	23.3	65.3	42.0

<算出例>アンケート総数 10 件のうち、いつも実行している 5 件・時々実行している 3 件・今後実行したい 2 件の場合
 $(5 \text{ 件 (いつも実行している)} \times 1 + 3 \text{ 件 (時々実行している)} \times 0.5) \div 10 \text{ 件} \times 100$
 $= 65 \dots \dots \text{実行率 } 65\%$

6 持続可能な開発目標（SDGs）について

持続可能な開発目標（SDGs）に対する認識・取組について伺った上で、割合を算出しました。

最も回答が多かったのは、「言葉は知っていて、意味・重要性を理解できるが、取り組んでいない」で29.3%でした。

一方、最も回答が少なかったのは「意味・重要性を理解し、取り組んでいる」で、10.3%でした。

(単位：%)

番号	1	2	3	4	5
項目	1 意味・重要性を理解し、取り組んでいる	2 意味・重要性を理解し、組みたいと思っている	3 言葉は知っていて、重要性を理解できるが、取り組んでいない	4 言葉は知っているが、意味・重要性を理解できない	5 言葉も知らない
回答率	10.3	26.7	29.3	15.9	15.4

第2編
基本構想



第1章 将来の望ましい環境像

本町の最上位計画に位置付けられている「第6次東郷町総合計画」では、「人・まち・みどり ずっと暮らしたい とうごう」を将来都市像として掲げ、環境に関連する基本目標及び基本となる施策として以下のとおり定めています。

<環境に関連する基本目標及び基本となる施策【第6次東郷町総合計画】>

基本目標3	安全・安心で自然と共生するまち【安全・安心、自然・生活環境】
<主な基本となる施策>	
・緑豊かなまちを守る ・環境にやさしいまちをつくる ・美しいまちをつくる	
基本目標4	快適に暮らせるまち【交通環境・住環境・生活基盤】
<主な基本となる施策>	
・魅力ある市街地を整備する ・良好な住環境をつくる	
基本目標5	産業と交流が盛んなまち【産業・雇用・交流】
<主な基本となる施策>	
・農業を活性化する	
基本目標6	みんなでつくるまち【参画・協働】
<主な基本となる施策>	
・協働のまちづくりを進める	

第6次東郷町総合計画でも掲げているように、本町では、町民の暮らしを支える快適な住環境や自然環境を守りつつ、セントラル開発による魅力ある市街地等の整備を行い、持続可能で環境にやさしいまちづくりを進めることが求められています。

このため、本計画では、将来の望ましい環境像を

持続可能な“まち・くらし”
ずっと暮らしたい とうごう

と設定します。

本町では、市街化の進展に伴い、農地や樹林地等は減少していますが、未だ町民の暮らしを支える良好な住環境や自然環境が多く残されています。これらの環境を次世代の子どもたちに引き継いでいくためには、町民・事業者・行政が共通の認識と目標を持った上で、各主体が一丸となって環境の保全及び創出に取り組んでいく必要があります。

第2章 基本目標

将来の望ましい環境像を実現するために、以下に示す4つ分野を基本目標として定め、今後の目指すべきまちの姿を基本目標として表します。

将来の望ましい環境像

持続可能な“まち・くらし”
ずっと暮らしたい とうごう

基本目標

基本目標①

脱炭素を目指したまちづくり

基本目標②

循環型社会を目指したまちづくり

基本目標③

自然との共生を目指したまちづくり

基本目標④

安全・安心を目指したまちづくり

基本目標⑤

あらゆる主体の参画・協働
を目指したまちづくり

基本目標①

脱炭素を目指したまちづくり

地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を抑制し、脱炭素社会を目指します。

<施策方針>

- ・地球温暖化防止対策の推進
- ・環境負荷の少ない交通の推進

基本目標②

循環型社会を目指したまちづくり

資源の有効利用、廃棄物の適正処理を推進し、循環型社会を目指します。

<施策方針>

- ・6Rの推進
- ・廃棄物の適正処理の徹底
- ・生活雑排水対策の推進

基本目標③

自然との共生を目指したまちづくり

豊かな水資源とそれらを中心とした農地・樹林地等の緑で構成される自然環境との共生を目指します。

<施策方針>

- ・生物多様性の保全
- ・身近な緑の保全と創出
- ・環境に配慮した農業の推進

基本目標④

安全・安心を目指したまちづくり

公害対策や良好な景観の保全等により、快適な暮らしを営むための安全・安心なまちの維持に努めます。

<施策方針>

- ・良好な生活環境の保全

基本目標⑤

あらゆる主体の参画・協働を目指したまちづくり

基本目標①～④の達成に向けて、あらゆる主体の参画・協働を推進します。

<施策方針>

- ・環境配慮行動の推進
- ・環境教育・環境学習の推進
- ・あらゆる主体の連携

第3編
基本計画



基本目標①

脱炭素を目指したまちづくり

現状と課題

地球温暖化は人類の生存に関わる重要な環境問題の一つです。

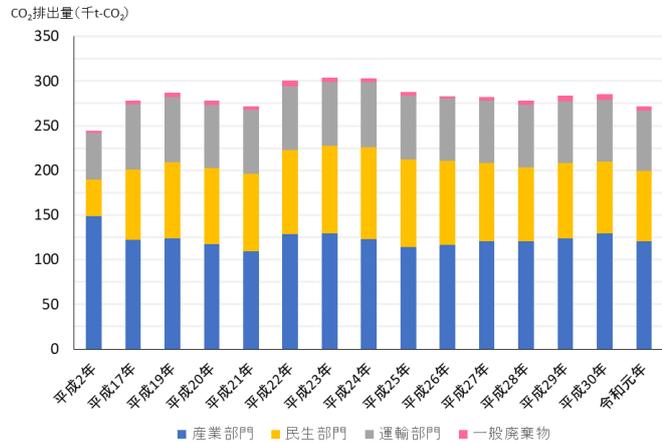
国は 2050 年までに地球温暖化の主な原因である二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を、全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

現在、国や自治体が脱炭素社会を目指し、温室効果ガスの削減に積極的に取り組んでいます。

本町の温室効果ガスの排出量は、横ばいの状況が続いており、「地球温暖化問題の解決」及び「2050 年カーボンニュートラルの達成」のため、より一層の取組が求められています。

排出量削減に向けた取組としては、再生可能エネルギーの導入促進や省資源・省エネルギー活動の促進等が必要です。特に、本町では、移動手段の多くを自家用車に依存している傾向があることから、目的や距離に応じて、公共交通や自転車、徒歩等を使い分けるエコモビリティライフの推進や電気自動車・燃料電池自動車の導入促進が重要です。さらに、排出量削減だけでなく、温室効果ガスの吸収量を増加させるための緑化活動の推進等による吸収源対策も必要です。

また、東郷セントラル地区では、都市機能が集約するコンパクトな都市構造への転換を目指して、本町の中心核として脱炭素を目指したまちづくりを進めており、この取組を町全体に波及させていくことが重要です。



本町における温室効果ガスの部門別排出

10年後の姿

- 再生可能エネルギーの導入により温室効果ガスの排出量削減が進むとともに、緑化等の吸収源対策が行われ、まちの脱炭素化が実現しています。
- 自家用車に過度に頼らないライフスタイルへ転換するなど、町民一人一人が環境に配慮した行動を実践しています。

目標・指標

基本目標「脱炭素を目指したまちづくり」について、以下の目標・指標を設定しました。なお、目標値は、第6次東郷町総合計画を踏まえて目標値を設定しました。

指標名	単位	現状値	目標値 (2032年)
普段から省エネを心がけている町民の割合	%	68	80

注) 普段から省エネを心がけている町民の割合の現状値は、「第6次東郷町総合計画」策定における住民意向調査(平成30年(2018年)実施)における結果を示す。

施策の方針及び具体的施策

施策の方針	地球温暖化防止対策の推進	
具体的 施策	1	エコチャレンジ10を普及し、家庭での省資源・省エネルギー活動を促進します
	2	【新規】住宅などの省エネルギー化(断熱施工、省エネ性能の高い設備の導入、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の普及など)を促進します
	3	環境にやさしい製品や行動を紹介します
	4	再生可能エネルギーの導入を促進します
	5	【新規】バイオマスなど多様なエネルギー源の活用を推進します
	6	大気中の温室効果ガスの排出実態や排出抑制策の周知に努めます
	7	地球温暖化の進行などに関する情報提供と地球温暖化防止意識の啓発を推進します
	8	町職員が率先して環境配慮行動に取り組みます
	9	家庭や事業所の緑化活動を支援します
	10	東郷町緑の募金委員会事業を活用し、学校や各地区の集会所など公共施設の緑化を推進します

施策の方針	環境負荷の少ない交通の推進	
具体的 施策	1	公共交通機関の利用を促進し、自家用車利用の抑制を図ります
	2	電気自動車などの低公害車の普及・促進に努めます
	3	環境にやさしい運転を啓発します
	4	町内各地域及び尾三地区等における公共交通ネットワークの連携を強化します

本目標とSDGsとの関連性



再生可能エネルギーの導入促進



脱炭素の持続可能なまちづくり



地球温暖化防止対策の推進

基本目標②

循環型社会を目指したまちづくり

現状と課題

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会は、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題や住環境の悪化など様々な環境問題と密接に関係しています。

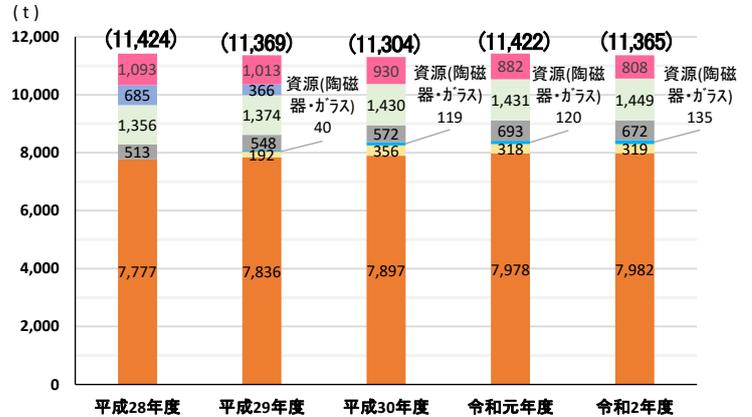
持続可能なまちの形成に当たっては、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた循環型社会の形成が求められています。

本町のごみの排出量は、近年、ほぼ横ばい傾向にあります。一層のごみの減量化と資源化を推進し、循環型社会を形成するためには、

6 R (Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル)、Refuse (リフューズ)、Return (リターン)、Recover (リカバー)) の取組の推進が重要であり、資源回収ステーションのみでなく、民間の資源回収場所の積極的な活用や更なる回収方法の検討等、資源化できる機会を増やすことが必要です。

また、町内において、ごみのポイ捨てや不法投棄がみられます。良好な住環境・景観を備えた魅力的なまちの形成を進めるためにも、廃棄物の適正処理についてより一層の啓発を進めることが必要です。

さらに、本町では、生活雑排水の処理について合併処理浄化槽への転換の推進や合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の適正管理に関する啓発活動等を行っています。生活雑排水については、家庭での取組の重要性が高いことから、行政だけでなく町民による取組が必要です。



注 1) 平成 29 年度から、不燃ごみを、資源ごみ(金属)、資源ごみ(陶磁器・ガラス)として回収している。
注 2) 資源(ST): 資源回収ステーション
注 3) 集団資源回収: 子ども会やPTAなどの団体が実施する自主的な資源の回収
注 4) () 内は、事業系ごみの総排出量を示す。

出典: 一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)(令和4年3月、愛知県東郷町)

本町におけるごみ排出量の推移

10年後の姿

- ごみに対する適正排出の意識が高まり、確実な分別が行われるとともに、町民・事業者・行政が6 R活動に積極的に取り組むことにより、循環型社会が実現しています。
- ごみのポイ捨てや不法投棄のない清潔で美しい生活環境が保たれています。
- 町内を流れる河川や水路の水質改善により、清潔な水環境が保たれています。

目標・指標

基本目標「循環型社会を目指したまちづくり」について、以下の目標・指標を設定しました。なお、「リサイクルを含むごみ処理対策に満足している町民の割合」については、現状値から10%の向上を目標値として設定し、「普段からリサイクルに心がけている町民の割合」については第6次東郷町総合計画を踏まえて目標値を設定しました。

指標名	単位	現状値	目標値 (2032年)
リサイクルを含むごみ処理対策に満足している町民の割合	%	48	58
普段からリサイクルに心がけている町民の割合	%	72	83

注1) リサイクルを含むごみ処理対策に満足している町民の割合の現状値は、東郷町環境基本計画策定のためのアンケート調査(令和3年(2021年)実施)における結果を示す。

注2) 普段からリサイクルに心がけている町民の割合の現状値は、「第6次東郷町総合計画」策定における住民意向調査(平成30年(2018年)実施)における結果を示す。

施策の方針及び具体的施策

施策の方針	6Rの推進	
具体的 施策	1	日頃の食べ残しの削減や生ごみの水切り、マイカップ・マイボトル等の利用など、ごみ減量化につながる取組を啓発し、ごみの発生抑制を推進します【Reduce:リデュース】
	2	ごみ減量に関する啓発を進め、家庭ごみの発生抑制に努めます
	3	ペーパーレス化の推進により廃棄物の減量、森林伐採の抑制に寄与します
	4	生ごみの脱水、乾燥、堆肥化による減量を促進します
	5	フードドライブを始めとした食品ロス等を減らす取組を推進します
	6	効果的な排出抑制策の導入を検討します
	7	事業活動において発生するごみの減量化を推進します
	8	モノを繰り返し使う取組(モノの再使用や再生品の利用・購入)を推進します【Reuse:リユース】
	9	役場庁舎内におけるリサイクル製品の購入、公共事業におけるリサイクル資材の使用を促進します
	10	モノの再使用や再生品の購入促進など、ごみの削減につながる取組を啓発し、ごみの発生抑制を推進します【Recycle:リサイクル】
	11	【新規】プラスチックごみの計画収集などを実施し、プラスチック資源のリサイクルに努めます
	12	家庭から出る生ごみの堆肥化を促進するため、生ごみ処理機器の補助を継続します
	13	町民による資源回収事業を促進します
	14	リサイクル活動の効果や重要性について啓発します
	15	ごみ処理施設やリサイクルセンターや再生工場などの施設見学を実施し、実体験を通じた啓発を推進します
	16	【新規】ごみの発生源となる「不要物を受け取らない(買ったり貰ったりしない)」取組を啓発し、ごみの発生抑制を推進します【Refuse:リフューズ】
	17	【新規】外出時のごみの持ち帰りや使用済み製品の販売店への返品など、ごみの発生抑制につながる取組の啓発を推進します【Return(リターン)】
	18	小売業者など販売店の店頭での資源回収を促進します
	19	町内の道路などにおける清掃活動への参加など、ごみの削減につながる地域と協力した取組を推進します【Recover(リカバー)】

施策の方針	廃棄物の適正処理の徹底	
具体的施策	1	ポイ捨てやふん害防止に関する啓発に努めます
	2	ごみ分別の徹底を図ります
	3	水銀を使用している体温計や、蛍光灯、バッテリー、乾電池などの有害廃棄物の適正な処理を行います
	4	一般廃棄物の適正排出を図ります
	5	事業系一般廃棄物については、法令に基づく適正な処理の徹底を周知します
	6	関係機関と連携し、不用品交換情報の周知を行います
	7	不法投棄に対する監視体制を強化します
	8	家庭でのごみ焼却禁止を呼びかけるとともに、事業者に対しては県との連携により指導を強化します
	9	災害発生時に備えて廃棄物の処理体制を構築します

施策の方針	生活雑排水対策の推進	
具体的施策	1	下水道処理区域外における単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します
	2	水質改善や悪臭防止のため、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の適正管理の啓発に努めます
	3	家庭でできる生活排水対策を普及啓発します
	4	【新規】 節水への取組を推進します

本目標とSDGsとの関連性



3 すべての人に健康と福祉を
廃棄物対策や生活雑排水対策による健康・福祉



6 安全な水とトイレを世界中に
生活雑排水対策の推進



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
6Rの促進で持続可能なまちづくり



12 つくる責任 つかう責任
廃棄物の適正処理

基本目標③

自然との共生を目指したまちづくり

現状と課題

本町の街並みは、諸輪地区や和合地区等の古くからの市街地、土地区画整理事業等により形成された住宅地、それ以外の自然・田園等により形成されています。既存集落の一部では、豊かな樹林に囲まれた社寺や路地により、昔からのたたずまいを残す歴史的な景観が残っています。愛知池や境川等の水辺や周辺に広がる農地等に代表される自然・田園景観は、本町の誇る優れた景観資源となっています。これらの景観を誘導・維持・保全するとともに、良好な都市景観を維持していく必要があります。



愛知池

魅力あるまちの形成のために、引き続き本町が有する自然資源を活かした自然との触れ合いの場を整備・維持管理することが必要です。また、東郷セントラル地区を始めとした開発行為に当たっては、本町の良好な環境を損なわないよう自然生態系への十分な配慮が必要です。

本町の自然生態系の一端を担う農業分野については、その重要性についての理解を得るために、農業の多面的な機能を含めた周知が必要です。農業従事者に対しては、環境に配慮した農業をさらに推進するため、環境保全型農業の導入に向けた取組の推進が必要です。一方で、近年、耕作放棄地等の増加に伴い、雑草等が生い茂り、景観や生活環境の悪化を招くおそれのある空き地等が増加している状況が見られます。空き地等の維持管理に関する周知や啓発を行うことが必要です。

10年後の姿

- 残された生態系が適切に保存され、自然が回復しています。
- 緑豊かな自然環境が継承されており、身近に自然を感じ、ふれあうことができます。
- 空き地等が適切に管理され、良好な自然・田園景観を構成しています。

目標・指標

基本目標「自然との共生を目指したまちづくり」について、以下の目標・指標を設定しました。なお、「地産地消の推進に満足している町民の割合」については、現状値から10%の向上を目標値として設定し、「公園や緑地の整備に満足している町民の割合」については第6次東郷町総合計画を踏まえて目標値を設定しました。

指標名	単位	現状値	目標値 (2032年)
公園や緑地の整備に満足している町民の割合	%	25	43
地産地消の推進に満足している町民の割合	%	18	28

注) 公園や緑地の整備に満足している町民の割合及び地産地消の推進に満足している町民の割合の現状値は、「第6次東郷町総合計画」策定における住民意向調査(平成30年(2018年)実施)における結果を示す。

施策の方針及び具体的施策

施策の方針	生物多様性の保全	
具体的 施策	1	地域の自然環境について継続的にモニタリング調査を実施し、現状把握に努めます
	2	水生生物調査や美化活動を通して町民意識の高揚を図ります
	3	愛知池や境川等の河川や樹林地、農耕地などから成る地域の生態系の保全に努めます
	4	【新規】生物多様性の重要性に関する情報発信やイベントなどを通じた周知活動を推進するとともに、その保全に関する環境教育・学習の取組を啓発し、地域の生態系の保全を図ります
	5	【新規】地域の樹林地や河川、農地などの身近な動植物の生息・生育環境の保全に関する取組を推進します
	6	地域の生態系に影響を及ぼす外来生物について、被害防止などに関する情報を周知するとともに、駆除活動を推進します
	7	開発に際しては自然生態系に十分配慮します
	8	親水公園を魅力ある水辺環境として整備、維持管理します
	9	町民・事業者との連携・協働による特定外来生物の駆除活動などを推進します
	10	ハクビシンなどの有害鳥獣に関する情報を発信します
	11	環境保全型農業の導入啓発に努めます

施策の方針	身近な緑の保全と創出	
具体的施策	1	豊かな自然環境を形成している田園・森林の保全を図ります
	2	自然と触れ合う場・機会を提供し、町民の自然環境に対する親しみや理解の向上を図ります
	3	家庭や事業所の緑化活動を支援します【再掲】
	4	東郷町緑の募金委員会事業を活用し、学校や各地区の集会所など公共施設の緑化を推進します【再掲】
	5	地域にある緑の積極的な維持管理に取り組み、緑の質を高めます
	6	町民との連携による公園施設の適切な維持管理を促進します
	7	土地の所有者に対して、除草・清掃等の土地の適正な管理を呼びかけます

施策の方針	環境に配慮した農業の推進	
具体的施策	1	環境保全型農業の導入啓発に努めます【再掲】
	2	農地の多面的機能を紹介し、農業の重要性の周知に努めます
	3	遊休農地を体験農園などとして有効活用し、自然環境や農業とのふれあいの場の創出に取り組みます
	4	ハクビシンなどの有害鳥獣に関する情報を発信します【再掲】
	5	【新規】ハクビシンなどの有害鳥獣から農地を保全するための対策を実施します

本目標とSDGsとの関連性



環境に配慮した農業の推進



生物多様性が守られた持続可能なまち



生物多様性の保全
身近な緑の保全と創出

基本目標④

安全・安心を目指したまちづくり

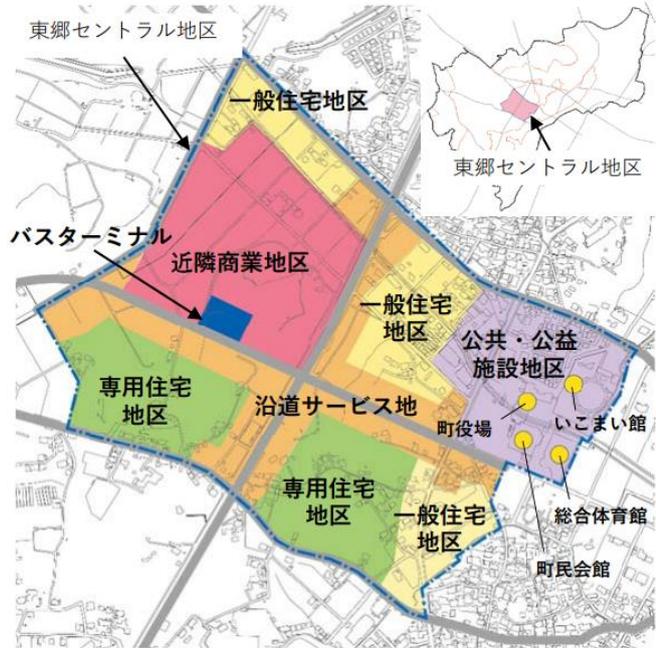
現状と課題

快適な暮らしを営むためには、公害のない安全・安心なまちづくりが必要です。

本町では、大気質・騒音・水質等の調査を定期的実施するとともに、低公害車の普及・促進や合併処理浄化槽への転換促進等により、生活環境の保全に努めています。

さらに、良好な景観を維持するために、屋外広告物の適正化に関する周知・啓発やポイ捨て・ふん害防止に関する啓発を行っています。

本町では、セントラル開発に伴う住宅地等の整備が進められていますが、引き続き公害対策や良好な景観の保全等により、快適な暮らしを営むための安全・安心なまちを維持する必要があります。



10年後の姿

- 公害のないまちが維持されています。
- 町内を流れる河川や水路の水質改善により、清潔な水環境が保たれています。
- 空き地等が適切に管理され、町の良好な自然・田園景観を構成しています。

目標・指標

基本目標「安全・安心を目指したまちづくり」について、以下の目標・指標を設定しました。なお、「空気のさわやかさ」に満足している町民の割合」及び「川や池のきれいさ」に満足している町民の割合」については、現状値から10%の向上を目標値として設定し、「公害などの環境対策に満足している町民の割合」については第6次東郷町総合計画を踏まえて目標値を設定しました。

指標名	単位	現状値	目標値 (2032年)
「空気のさわやかさ」に満足している町民の割合	%	56	66
公害などの環境対策に満足している町民の割合	%	13	29
「川や池のきれいさ」に満足している町民の割合	%	19	29

注1) 「空気のさわやかさ」に満足している町民の割合」及び「川や池のきれいさ」に満足している町民の割合の現状値は、東郷町環境基本計画策定のためのアンケート調査(令和3年(2021年)実施)における結果を示す。

注2) 「公害などの環境対策に満足している町民の割合」の現状値は、「第6次東郷町総合計画」策定における住民意向調査(平成30年(2018年)実施)における結果を示す。

施策の方針及び具体的施策

施策の方針	良好な生活環境の保全	
具体的 施策	1	電気自動車などの低公害車の普及・促進に努めます【再掲】
	2	道路交通騒音調査を継続し、県と連携して監視に努めます
	3	土地の所有者に対して、除草・清掃等の土地の適正な管理を呼びかけます【再掲】
	4	屋外広告物の適正化について周知・指導に努めます
	5	地区の特性に合わせ、地区計画制度などを活用し、ゆとりとうるおいのある良好な景観の形成を推進します
	6	ポイ捨てやふん害防止に関する啓発に努めます【再掲】
	7	ペットの適切な飼育を啓発します
	8	地域の快適な環境の充実を図る取組として、町・町民・事業者等で協働し、環境美化に努めます
	9	子ども、高齢者や障がい者を始め全ての人に配慮した道路づくりを推進します
	10	関係機関と連携し、事業所の公害に関する監視・測定・指導に努めます
	11	有害化学物質等の情報の提供に努めます
	12	関係機関と連携し土壌や地下水などの環境調査を、必要に応じて行います
	13	関係機関と連携し光化学スモッグの状況を監視し、適切な対応を進めます
	14	近隣騒音、営業騒音への適切な対応に努めます
	15	下水道処理区域外における単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します【再掲】
	16	水質改善や悪臭防止のため、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の適正管理の啓発に努めます【再掲】
	17	河川水質調査を継続し、監視に努めます
	18	境川流域市町で連携し、広域的な水質改善対策を推進します
	19	環境調査結果などの情報公開に努めます
	20	ハクビシンなどの有害鳥獣に関する情報を発信します【再掲】
	21	【新規】地球温暖化に伴う気候変動が原因で増加する自然災害等の被害を抑えるための気候変動適応化という考え方の周知を行います

本目標とSDGsとの関連性



良好な生活環境による健康の維持



水質改善、合併処理浄化槽への転換促進



良好な生活環境が保全された持続可能なまち

基本目標⑤

あらゆる主体の参画・協働を目指したまちづくり

現状と課題

前述の基本目標①～④の達成には、町民・事業者・行政等のあらゆる主体の参画・協働が不可欠です。

町民や事業者等が行う環境活動を町が支援する必要があるほか、一人一人の環境意識を高めるとともに、それぞれの責任と役割についての理解を深めるために、環境教育・学習の推進等を行う必要があります。

また、本町では、町単独での取組が困難なごみ処理や水道事業について、近隣市と連携して広域的な環境行政を進めています。



オオキンケイギク駆除風景

10年後の姿

- 近隣との自治体間連携や産官学等の連携、広域的な連携が進み、環境政策に関する効果的・効率的な行政運営がなされています。
- 町民・事業者・行政が環境に対する理解を深め、それぞれ主体的に環境の保全及び創出に取り組んでいます。

目標・指標

基本目標「あらゆる主体の参画・協働を目指したまちづくり」について、以下の目標・指標を設定しました。なお、目標値は、現状値から10%の向上を設定しました。

指標名	単位	現状値	目標値 (2032年)
子どもへの環境教育に満足している町民の割合	%	24	34
「環境に関する情報の提供」に満足している町民の割合	%	15	25

注) 子どもへの環境教育に満足している町民の割合及び「環境に関する情報の提供」に満足している町民の割合の現状値は、東郷町環境基本計画策定のためのアンケート調査(令和3年(2021年)実施)における結果を示す。

施策の方針及び具体的施策

施策の方針	環境配慮行動の推進	
具体的 施策	1	エコチャレンジ 10 を普及し、家庭での省資源・省エネルギー活動を促進します【再掲】
	2	【新規】住宅などの省エネルギー化(断熱施工、省エネ性能の高い設備の導入、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の普及など)を促進します【再掲】
	3	環境にやさしい製品や行動を紹介します【再掲】
	4	再生可能エネルギーの導入を促進します【再掲】
	5	【新規】バイオマスなど多様なエネルギー源の活用を推進します【再掲】
	6	大気中の温室効果ガスの排出実態や排出抑制策の周知に努めます【再掲】
	7	地球温暖化の進行などに関する情報提供と地球温暖化防止意識の啓発を推進します【再掲】
	8	町職員が率先して環境配慮行動に取り組みます【再掲】
	9	家庭や事業所の緑化活動を支援します【再掲】
	10	東郷町緑の募金委員会事業を活用し、学校や各地区の集会所など公共施設の緑化を推進します【再掲】
	11	公共交通機関の利用を促進し、自家用車利用の抑制を図ります【再掲】
	12	電気自動車などの低公害車の普及促進に努めます【再掲】
	13	環境にやさしい運転を啓発します【再掲】
	14	日頃の食べ残しの削減や生ごみの水切り、マイカップ・マイボトル等の利用など、ごみ減量化につながる取組を啓発し、ごみの発生抑制を推進します【Reduce:リデュース】【再掲】
	15	ごみ減量に関する啓発を進め、家庭ごみの発生抑制に努めます【再掲】
	16	ペーパーレス化の推進により廃棄物の減量、森林伐採の抑制に寄与します【再掲】
	17	生ごみの脱水、乾燥、堆肥化による減量を促進します【再掲】
	18	フードドライブを始めとした食品ロス等を減らす取組を推進します【再掲】
	19	事業活動において発生するごみの減量化を推進します【再掲】
	20	モノを繰り返し使う取組(モノの再使用や再生品の利用・購入)を推進します【Reuse:リユース】【再掲】
	21	モノの再使用や再生品の購入促進など、ごみの削減につながる取組を啓発し、ごみの発生抑制を推進します【Recycle:リサイクル】【再掲】
	22	【新規】プラスチックごみの計画収集などを実施し、プラスチック資源のリサイクルに努めます【再掲】
	23	家庭から出る生ごみの堆肥化を促進するため、生ごみ処理機器の補助を継続します【再掲】
	24	リサイクル活動の効果や重要性について啓発します【再掲】
	25	【新規】ごみの発生源となる「不要物を受け取らない(買ったり貰ったりしない)」取組を啓発し、ごみの発生抑制を推進します【Refuse:リフューズ】【再掲】

具体的 施策	26	【新規】外出時のごみの持ち帰りや使用済み製品の販売店への返品など、ごみの発生抑制につながる取組の啓発を推進します【Return(リターン)】【再掲】
	27	小売業者など販売店の店頭での資源回収を促進します【再掲】
	28	【新規】町内の道路などにおける清掃活動への参加など、ごみの削減につながる地域と協力した取組を推進します【Recover(リカバー)】【再掲】
	29	ポイ捨てやふん害防止に関する啓発に努めます【再掲】
	30	ごみ分別の徹底を図ります【再掲】
	31	水銀を使用している体温計や、蛍光灯、バッテリー、乾電池などの有害廃棄物の適正な処理を行います【再掲】
	32	関係機関と連携し、不用品交換情報の周知を行います【再掲】
	33	家庭でのごみ焼却禁止を呼びかけるとともに、事業者に対しては県との連携により指導を強化します【再掲】
	34	下水道処理区域外における単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します【再掲】
	35	水質改善や悪臭防止のため、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の適正管理の啓発に努めます【再掲】
	36	家庭でできる生活排水対策を普及啓発します【再掲】
	37	【新規】節水への取組を推進します【再掲】
	38	環境保全型農業の導入啓発に努めます【再掲】
	39	土地の所有者に対して、除草・清掃等の土地の適正な管理を呼びかけます【再掲】
40	農地の多面的機能を紹介し、農業の重要性の周知に努めます【再掲】	
41	屋外広告物の適正化について周知・指導に努めます【再掲】	

施策の 方針	環境教育・環境学習の推進	
具体的 施策	1	文化財の適切な保護や情報提供を行います
	2	郷土資料を展示し、身近に歴史や文化に親しむ機会を提供します
	3	生涯学習講座等を活用し、文化財に対する関心と認識を深めます
	4	水生生物調査や美化活動を通して町民意識の高揚を図ります【再掲】
	5	環境に関する講座やシンポジウムを開催します
	6	環境保全に関する啓発の機会の継続と増加に努めます
	7	【新規】生物多様性の重要性に関する情報発信やイベントなどを通じた周知活動を推進するとともに、その保全に関する環境教育・学習の取組を啓発し、地域の生態系の保全を図ります【再掲】
	8	ごみ処理施設やリサイクルセンターや再生工場などの施設見学を実施し、実体験を通じた啓発を推進します【再掲】
	9	児童館のイベント出展等を通じて、環境教育の推進に努めます
	10	環境調査結果などの情報公開に努めます【再掲】

施策の方針	あらゆる主体の連携	
具体的 施策	1	道路交通騒音調査を継続し、県と連携して監視に努めます【再掲】
	2	関係機関と連携し、事業所の公害に関する監視・測定・指導に努めます【再掲】
	3	関係機関と連携し土壌や地下水などの環境調査を、必要に応じて行います【再掲】
	4	関係機関と連携し光化学スモッグの状況を監視し、適切な対応を進めます【再掲】
	5	境川流域市町で連携し、広域的な水質改善対策を推進します【再掲】
	6	町民による資源回収事業を促進します【再掲】
	7	町内の道路などにおける清掃活動への参加など、ごみの削減につながる地域と協力した取組を推進します【Recover(リカバー)】【再掲】
	8	関係機関と連携し、不用品交換情報の周知を行います【再掲】
	9	町民との連携による公園施設の適切な維持管理を促進します【再掲】
	10	地域の快適な環境の充実を図る取組として、町・町民・事業者等で協働し、環境美化に努めます【再掲】
	11	町内各地域及び尾三地区等における公共交通ネットワークの連携を強化します【再掲】
	12	町民・事業者との連携・協働による特定外来生物の駆除活動などを推進します【再掲】
	13	周辺自治体と連携して広域的な環境行政を進めます
	14	環境政策の企画立案・実施における町民・事業者の参画を促進します

本目標とSDGsとの関連性



関係機関と連携した環境調査



環境教育・環境学習の推進



関係機関と連携した環境調査

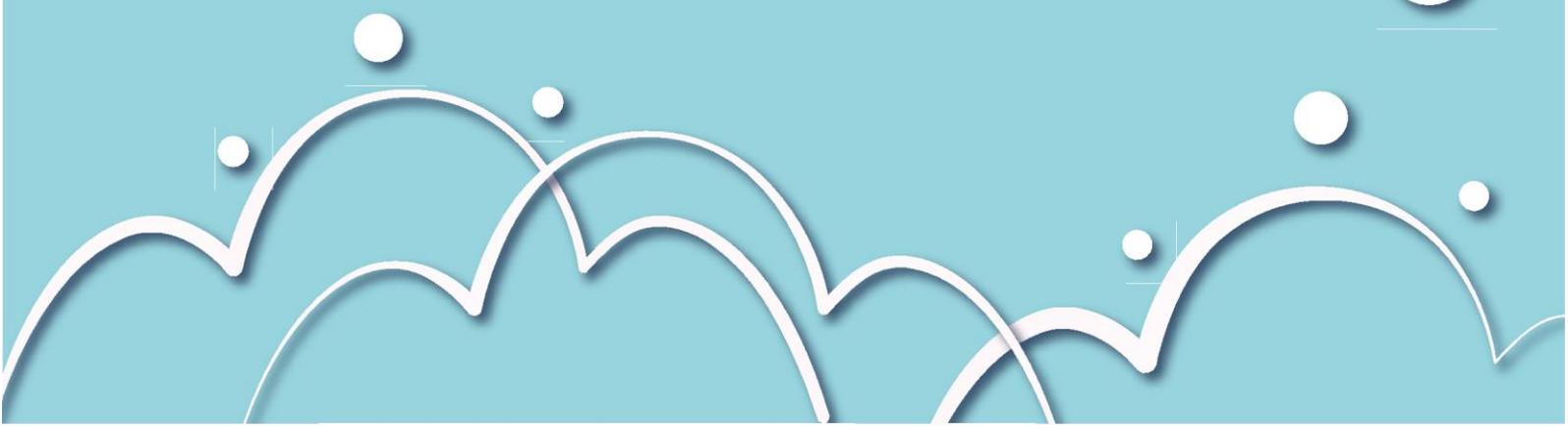


あらゆる主体が取組む持続可能なまち



あらゆる主体の参画・協働

第4編
計画の推進



第1章 計画の推進体制

第3次環境基本計画の実現に向けて、東郷町（行政）と町民・事業者・関係機関（大学、研究機関、各種団体等）がそれぞれの役割と責任のもと、密に連携・協力しながら、着実に各施策を推進します。

また、「東郷町環境審議会」において、各施策の進捗状況を確認するとともに、今後の社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じた施策の見直し等を行うことにより、実効性を確保しながら各施策を推進します。

なお、広域的な課題等への対応に当たっては、国・県・近隣の地方公共団体等と連携を図りながら、各施策を推進します。

第2章 計画の進行管理

第3次環境基本計画における各施策を着実に推進するため、向こう3年間の主要な取組を具体化した実施計画を策定します。実施計画は、毎年度見直しを行うローリング方式で策定します。

また、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）を繰り返すPDCAサイクルを基本とする行政評価を通じて、施策の見直しや新たな施策の立案を行い、次年度の実施計画を具体化します。

こうしたサイクルを着実に実施することにより、各施策の実行に必要な予算や人材等行政資源の効果的な配分を行います。さらに、計画期間の中間年には各施策の進捗状況を評価し、住民意向調査の結果等を踏まえ、必要に応じて基本計画の見直しを行います。

第3次環境基本計画の実現に当たっては、長期的な財政見通しと、健全な財政運営による財源の裏付けが必要となります。実施計画と行政評価が連動するよう適切な進行管理を行い、効率的・効果的な行政運営を行っていきます。

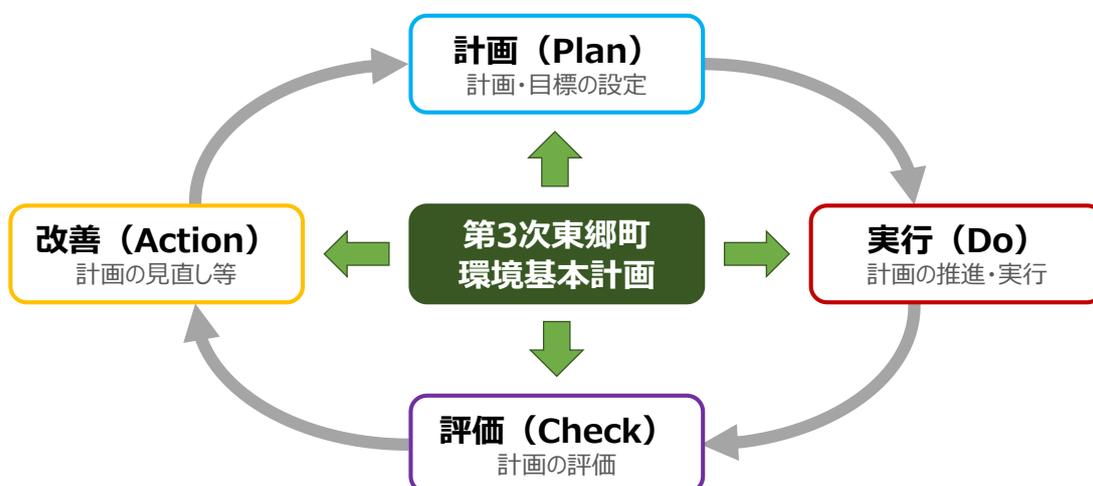
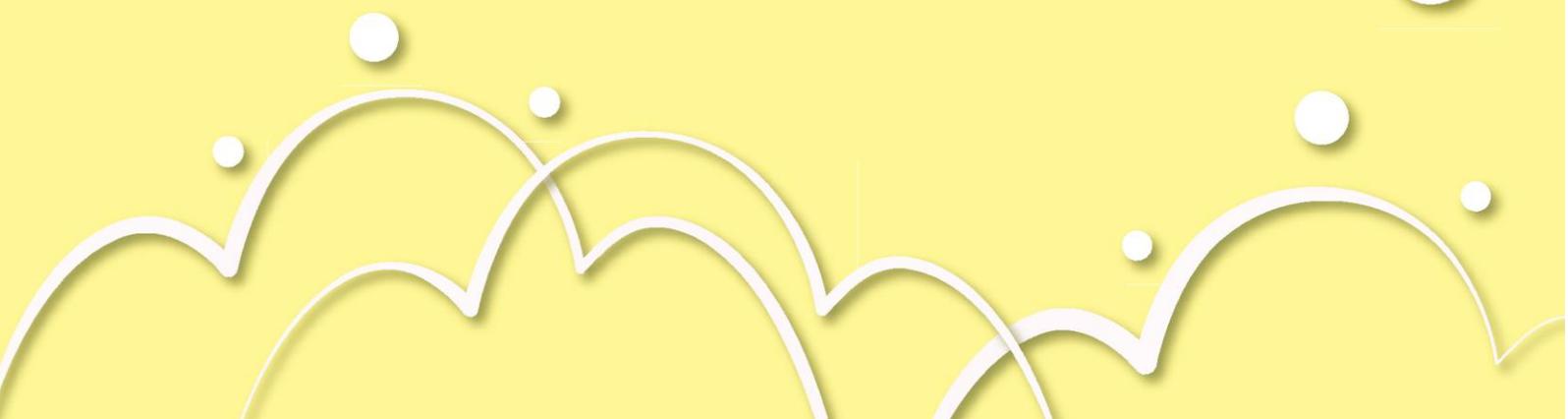


図13 計画進行管理

資料編



第1章 東郷町環境基本条例

東郷町環境基本条例

平成13年3月23日条例第4号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創出に関する施策

第1節 施策の基本方針（第7条）

第2節 環境基本計画（第8条—第10条）

第3節 基本的施策（第11条—第18条）

第3章 東郷町環境審議会（第19条・第20条）

第4章 効果的な推進体制（第21条・第22条）

附則

私たち東郷町民は、水辺で遊び、緑を楽しみ、自然を慈しみ、かけがえのないこの地球から多くの恵みを受け、快適で良好な生活を営んできました。

しかし、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動のあり方、物質的な豊かさや生活の利便さを求める生活様式の定着は、身近な地域的に限られた環境問題にとどまらず、オゾン層の破壊、地球温暖化、海洋汚染などに象徴されるように、国境を越えた世界的な規模で環境を損ないつつあり、人類の生存基盤さえ危うくしています。

今私たちは、人類も地球の生態系の一部であることを自覚し、「人類の共有の財産としての地球」という視点に立ち、現在置かれている環境の保全に努力するばかりでなく、更に豊かで快適な環境を創り出し育むことにより、人と自然が共生できる社会を築くために前進しなければなりません。

人と自然が共生できる社会を築くという認識を、町民、事業者、町それぞれが共有することにより、互いに手を携え協力して、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境の保全とより豊かで快適な環境を創り出すための責務を果たし、将来の世代へと引き継いでいくため、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創出についての基本的な考え方を定め、並びに町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創出に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に

寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本的な考え方)

第3条 環境は、人類の存続の基盤であり、限りあるものという認識に立ち、現在及び将来の町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるよう、その保全及び創出の活動は積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創出は、社会経済活動その他の活動をする全ての者が、その責務に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われることによって、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、全ての者が自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、基本的な考え方にとり、環境の保全及び創出に関し、町の区域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 町は、基本的な考え方にとり、自らの施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境の保全及び創出に配慮して行う責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本的な考え方にとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本的な考え方にとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃

棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努める責務を有する。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本的な考え方にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創出に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本的な考え方にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に積極的に努める責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、町民は、基本的な考え方にのっとり、環境の保全及び創出に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創出に関する施策

第1節 施策の基本方針

第7条 この章に定める環境の保全及び創出に関する施策の策定及び実施は、基本的な考え方にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人の自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の特性を生かした快適な環境が創出されること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第8条 町長は、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、東郷町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創出に関する目標
- (2) 環境の保全及び創出に関する施策の基本的方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ町民の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、東郷町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 町は、自らの施策を策定し、これを実施するときは、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。

(年次報告書の作成及び公表)

第10条 町長は、環境の現状、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3節 基本的施策

(公害の防止等)

第11条 町は、町民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

(快適な環境の確保)

第12条 町は、都市の緑化、水辺の保全、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するための必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用の促進)

第13条 町は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び町民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的かつ効率的な利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創出に資する施設の整備等)

第14条 町は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創出に資する公共的施設の整備を推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第15条 町は、町民及び事業者が環境の保全及び創出についての関心と理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全及び創出に関する活動の促進に資するため、環境教育を充実し、環境学習が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第16条 町は、環境の保全及び創出に関する必要な情報を収集するとともに、これらの情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究)

第17条 町は、環境の状況の把握その他の環境の保全及び創出に関する施策の策定に必要な調査研究に努めるものとする。

(自発的活動の支援)

第18条 町は、町民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創出に関する活

動を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 東郷町環境審議会

(設置)

第19条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、東郷町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する基本的事項及び重要事項

(委任)

第20条 前条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、規則で定める。

第4章 効果的な推進体制

(推進体制の整備)

第21条 町は、環境の保全及び創出に関する施策の総合的な調整及び計画的な推進を図るための必要な体制の整備に努めなければならない。

(広域的な連携)

第22条 町は、環境の保全及び創出に関し、広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体、民間団体等と協力してその推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

第2章 環境審議会

1 東郷町環境審議会規則

東郷町環境審議会規則

平成 13 年 3 月 30 日規則第 16 号改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東郷町環境基本条例（平成 13 年東郷町条例第 4 号）第 20 条の規定に基づき、東郷町環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募により町長が選任した者

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員任命後最初の審議会は、町長が招集する。

2 審議会の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、経済環境部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日規則第6号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

3 東郷町環境基本計画の諮問

東環発第292号

令和4年11月21日

東郷町環境審議会

会長 香坂 玲 様

東郷町長 井俣 憲治

東郷町環境基本計画の策定について (諮問)

東郷町環境基本計画を策定するに当たり、東郷町環境基本条例(平成13年東郷町条例第4号)第8条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

4 東郷町環境基本計画の答申

令和5年3月28日

東郷町長 井 俣 憲 治 様

東郷町環境審議会
会長 香 坂 玲

東郷町環境基本計画の策定について（答申）

令和4年11月21日付け東環発第292号で、貴職から諮問のありましたこのことについては、貴職から提示された計画案に対して、東郷町環境基本条例第8条第2項の規定に基づき、環境の保全及び創出に関する目標や、施策の基本的方向などについて、慎重に審議してきました。

本審議会の意見をできる限り反映したこの計画案は、第6次東郷町総合計画における東郷町が目指す将来的な「まちづくり」との整合を図りつつ、環境の保全及び創出に配慮し、人と自然との「共生」を意識した計画であり、評価できると考えます。また、今後の環境行政を推進するための指針として適切であると認め、ここに答申します。

なお、本計画の推進に当たっては、東郷町らしさを活かしながら次の事項について十分配慮され、本計画のめざす「持続可能な“まち・くらし”ずっと暮らしたいとうごう」の実現に向け、各部局が一体となって施策の具現化を図ること、その実施に当たっては住民、事業者の理解と参画を促すことなどにより、総合的かつ効果的に実施されるよう要望します。

記

- 1 将来にわたり良好な環境を引き継ぐため、今後のまちづくりに当たっては都市の低炭素化の推進はもとより、自然環境の保全、再生及び創出について配慮すること。

また、本町の将来を担う子どもたちに対する環境教育、環境学習を充実させ、環境についての意識を高めることに配慮すること。

- 2 計画の実効を確保するため、計画の進捗状況や取組に対する適切で開かれた検証を実施し、必要に応じ見直しを実施すること。

5 東郷町環境審議会名簿

氏名	所属・役職等	区分
香坂 玲	東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授	学識経験を有する者
水野 逸馬 (R5. 3. 27 まで)	廃棄物減量推進員 (諸輪)	各種団体を代表する者
柘植 豊彦 (R5. 3. 28 から)		
西俣 幸子	東郷町商工会 女性部長	事業者を代表する者
寺澤 秀治	あいち尾東農協 東郷地域総括理事	
石川 雅浩	(株)石川マテリアル 取締役	
金田 英治	三洲土木(株) 代表取締役	
相木 景介	東海清掃(株) 専務取締役	
山本 丈春	愛知県尾張県民事務所 環境保全課長	関係行政機関の職員
加藤 逸男	愛知県尾張東部地域環境保全委員	
半田 清春	北山台	公募により町長が選任した者
石川 洋子	部田	

6 東郷町環境審議会開催記録

回	開催日	審議内容
1	令和4年11月21日(月)	1. 東郷町環境審議会の組織について 2. 令和4年度東郷町環境審議会事業計画(案)について
2	令和4年12月27日(火)	1. 第3次東郷町環境基本計画(案)について
3	令和5年3月28日(火)	1. 第3次東郷町環境基本計画(案)について

第3章 アンケート調査

以下に示すアンケート調査等により、住民の皆さまからご意見をいただき、本計画策定の参考としました。

1 東郷町環境基本計画策定のためのアンケート調査

<住民アンケート>

調査対象	東郷町在住の18歳以上の住民1,000人
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送配布・回収
調査項目	<ul style="list-style-type: none">・環境問題への関心・東郷町内の環境・環境保全に関する行動・東郷町で行うべき施策等・東郷町における生活様式・その他
調査期間	令和3年8月～9月

<住民アンケート>

調査対象	東郷町在住の200事業所
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・回収
調査項目	<ul style="list-style-type: none">・環境問題への取組・環境に配慮した行動及び活動・事業所内での環境に関する従業員教育・東郷町で行うべき施策等・東郷町における事業活動様式・その他
調査期間	平成30年11月～12月

2 「第6次東郷町総合計画」策定における住民意向調査

調査対象	東郷町在住の18歳以上の住民5,000人
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送配布・回収
調査項目	<ul style="list-style-type: none">・東郷町の暮らしやすさ等について・日常生活の意識等について・東郷町の取組について・これからのまちづくりについて・自由意見
調査期間	平成30年11月～12月

3 パブリックコメント

第3次東郷町環境基本計画（案）に対する意見募集を行ったところ、意見の提出はありませんでした。

実施期間	令和5年（2023年）3月3日（金）から令和5年3月22日（水）まで
意見提出者数	0人

第4章 具体的施策の評価に使用した指標

具体的施策の評価に使用した指標については下記のとおり

1 『「空気のさわやかさ」に満足している町民の割合』に関連した施策

2 「公害などの環境対策に満足している町民の割合」に関連した施策

3 『「川や池のきれいさ」に満足している町民の割合』に関連した施策

具体的施策	使用した指標
公共交通機関の利用を促進し、自家用車利用の抑制を図ります	住民意識調査結果 「外出の際には、なるべく自家用車を使わず、バスなどの公共交通機関、徒歩、自転車などを利用している」項目の回答者の内、いつも実行している 37 人、時々実行している 87 人の合計 124 人を回答者数 378 人で割り返した割合
環境にやさしい運転を啓発します	住民意識調査結果 「エコドライブを意識している」項目の回答者の内、いつも実行している 157 人、時々実行している 133 人の合計 290 人を回答者数 373 人で割り返した割合
道路交通騒音調査を継続し、県と連携して監視に努めます	道路交通騒音調査実施回数 第2次計画期間の平成25年度から令和4年度において実施した道路交通騒音調査の実施状況
地域が実施する空き地の雑草管理に対する支援に努めます	土地の適正管理に関する苦情の対応件数 平成25年度から令和3年度までの個人所有地の土地管理についての対応件数
文化財の適切な保護や情報提供を行います	文化財情報の提供状況
郷土資料を展示し、身近に歴史や文化に親しむ機会を提供します	郷土資料館歴史ガイドツアー実施状況
生涯学習講座等を活用し、文化財に対する関心と認識を深めます	文化財関連生涯学習講座の年間実施回数
有害化学物質等の情報の提供に努めます	自動車排出ガス濃度調査の公開状況 愛知県の常時監視による監視の公開状況
関係機関と連携し光化学スモッグの状況を監視し、適切な対応を進めます	自動車排出ガス濃度調査の実施状況 愛知県の常時監視による監視の実施状況
下水道処理区域外における単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への	平成25年度から令和3年度までの東郷町浄化槽設置整備事業補助金交付件数

転換を促進します	
水質改善や悪臭防止のため、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の適正管理の啓発に努めます	住民意識調査結果 「し尿処理等の衛生対策」項目の回答者の内、満足 46 人、まあ満足 132 人の合計 178 人を回答者数 378 人で割り返した割合
河川水質調査を継続し、監視に努めます	平成 25 年度から令和 3 年度までの河川等水質分析の実施回数
水生生物調査や美化活動を通して町民意識の高揚を図ります	水生生物調査実施回数、クリーンアップキャンペーン実施回数
家庭でできる生活排水対策を普及啓発します	住民意識調査結果 「食用油や食べかすを排水口から流さないようにしている」項目の回答者の内、いつも実行している 284 人、時々実行している 73 人の合計 357 人を回答者数 382 人で割り返した割合

4 「地産地消の推進に満足している町民の割合」に関連した施策

具体的施策	使用した指標
環境保全型農業の導入啓発に努めます	町内における有機農業の取組面積
愛知県による「エコファーマー」認定に向けた取り組みを支援します	令和 3 年度末時点における町内の「エコファーマー」認定者数
愛知県農産物環境安全推進マニュアルの周知啓発に努めます	愛知県農産物環境安全推進マニュアルの啓発状況

5 「リサイクルを含むごみ処理対策に満足している町民の割合」に関連した施策

具体的施策	使用した指標
買い物袋持参運動の普及を促進します	住民意識調査結果 「買い物の時にはエコバッグを持参している」項目の回答者の内、いつも実行している 347 人、時々実行している 23 人の合計 370 人を回答者数 381 人で割り返した割合
ごみ減量に関する啓発を進め、家庭ごみの発生抑制に努めます	1 人 1 日当たりのごみの排出量 平成 25 年度の排出量 900g と令和 3 年度の排出量 739g の比較
ごみ処理施設の見学会を開催しま	平成 25 年度から令和 4 年度における廃棄物減量推進員

す	に対するごみ処理施設の見学会の実施回数
ごみ分別の徹底を図ります	「ごみと資源の分け方出し方」パンフレット配布世帯数
不法投棄に対する監視体制を強化します	不法投棄監視等事業によって回収された不法投棄物の重量 平成 25 年度の回収量 25,700kg と令和 3 年度の回収量 9,690kg の比較
家庭から出る生ごみの堆肥化を促進するため、生ごみ処理機器の補助を継続します	平成 25 年度から令和 3 年度までにおける生ごみ処理機器の補助金交付件数

6 「普段からリサイクルに心がけている町民の割合」に関連した施策

具体的施策	使用した指標
町民による資源回収事業を促進します	住民意識調査結果 「町や各種団体等の資源回収に協力している」項目の回答者の内、いつも実行している 259 人、時々実行している 92 人の合計 351 人を回答者数 380 人で割り返した割合
小売業者など販売店の店頭での資源回収を促進します	住民意識調査結果 「利用しているリサイクル方法」項目の回答者の内、スーパーなどにある資源回収ボックスと回答した人 192 人を回答者数 389 人で割り返した割合
リサイクル製品に関する情報を提供し、町民の意識高揚を図ります	令和 5 年 2 月末日時点における町が作成しインターネット上に公開しているリサイクル動画の再生回数

7 「多様な生態系の保全と創出」関連施策（目標指標外）

具体的施策	使用した指標
ホテルの生息地域を把握してマップへの掲載を進めます	ホテルの生息地域マップの公開状況 (なお、当該施策については生息地域の調査は継続して実施しているものの、生息地域に個人所有地を多く含むため掲載を見合わせたものです。)

8 「公園や緑地の整備に満足している町民の割合」に関連した施策

具体的施策	使用した指標
東郷町緑の募金委員会事業を活用し、学校や各地区の集会所など公共施設の緑化を推進します	平成 25 年度から令和 3 年度における緑の募金委員会事業を活用した公共施設緑化実績数
町民との連携による公園施設の適切な維持管理を促進します	令和 3 年度末における公園愛護会の数 評価は公園愛護会の数を町内の公園愛護会が管理可能な 67 公園で割り返した割合で評価
刈草、剪定枝の処理について、広域的対応について検討します	刈草、剪定枝の処理に係る広域的対応についての検討状況

9 「普段から省エネを心がけている町民の割合」に関連した施策

具体的施策	使用した指標
東郷版 ISO を普及し、家庭での省資源・省エネルギー活動を促進します	平成 30 年度から令和 3 年度におけるエコチャレンジ 10 参加人数
再生可能エネルギーの導入促進に努めます	平成 25 年度から令和 3 年度における地球温暖化対策設備の導入に係る補助金の交付件数
地球温暖化の進行などに関する情報提供と地球温暖化防止意識の啓発を推進します	住民意識調査結果 「関心のある環境問題について」項目の回答者の内、 「地球温暖化」と回答した 291 人を回答者数 389 人で割り返した割合

10 「子どもへの環境教育に満足している町民の割合」に関連した施策

具体的施策	使用した指標
環境に関する講座やシンポジウムを開催します	環境に関する講座やシンポジウムを開催状況
ビオトープを環境教育の場として活用します	環境教育におけるビオトープの活用状況
リサイクルセンターや再生工場などの施設見学を実施し、実体験を通じた啓発を推進します	リサイクルセンターや再生工場などの施設見学実施状況
子ども会・児童館と連携した環境教育を推進します	平成 25 年度から令和 3 年度における児童館出前講座参加者数

1 1 『「環境に関する情報の提供」に満足している町民の割合』に関連した施策

具体的施策	使用した指標
環境調査結果などの情報公開に努めます	住民意識調査結果 「環境に関する情報の提供」項目の回答者の内、満足 5 人、まあ満足 52 人の合計 57 人を回答者数 377 人で割り返した割合

第5章 用語集

【あ行】

エコチャレンジ10

環境問題への自主的な取組を地域、家庭に広げるために作られた東郷町独自の認証制度。

町が指定する10種類の家庭でできる環境配慮行動から、実行する行動を3つ以上選択し日常生活で実践してもらうもの。制度を通じ、日常的な環境配慮行動習慣づけることを目指している。

エコモビリティライフ

エコロジー（環境）の「エコ」、移動の「モビリティ」、生活の「ライフ」をつなげた言葉で、自動車と電車・バスなどの公共交通、自転車、徒歩などを賢く使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイルのこと。

SS（浮遊物質量）

水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質のことで、沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、分解物、付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響し発育を阻害することがある。

温室効果ガス

大気圏にあって地表から赤外線形で放射された熱を吸収し、その一部を地表へ再放射することにより、地表面を加熱する効果のあるガス。大気中の濃度が高まるにつれ地球が温められて地球温暖化の引き金となる。温室効果ガスの種類としては、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン

（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）がある。なお、温室効果ガスの排出量は、各温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数（温室効果ガスごとに地球温暖化をもたらす程度についてCO₂との比を表したものを）を乗じた二酸化炭素換算値（単位：t-CO₂）であらわす。

【か行】

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等で使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。

し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

光化学スモッグ

工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が一定レベル以上の汚染の下で紫外線による光化学反応で生じた「光化学オキシダント」や視程の低下を招く粒子状物質（エアロゾル）を生成する現象、あるいはこれらの物質からできたスモッグ状態のこと。

【さ行】

再生可能エネルギー

非枯渇性のエネルギーであり、太陽光・風力・地熱・波力等自然現象から得られるエネルギーのこと。

時間的、空間的に供給が安定しないものが多く分散型で更に補完的に利用されることが多い。化石燃料を使うと二酸化炭素や窒素・硫黄酸化物等を排出するため環境汚染につながるのに比べ、よりクリーンなエネルギー資源とみなされ、地球温暖化への対策として有効とされている。

6 R

廃棄物の削減に関するキーワードであり、発生抑制（リデュース：Reduce）、再利用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の総称である3 R（スリーアール）に、受け取らない（Refuse：リフューズ）、回収する（Return：リターン）及び回復する（Recover：リカバー）を加えた6つの総称。

持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標。169のターゲット及び231の指標が定められている。

循環型社会

まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」。

総合計画

本町の最上位に位置付けている計画であり、本町の目指すべき将来の姿（将来都市像）を明らかにするとともに、その実現のための施策等をまとめたもの。まちづくりや行財政運営における重要な計画。

【た行】

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽。生活雑排水を処理しないまま放流するため、身近な水路や河川・海などの汚れの主な原因となっている。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）を始めとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地産地消

地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする取組。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて農林水産業の6次産業化につながる。

低公害車

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車。燃料電池自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車等が該当する。

DO（溶存酸素量）

水中に溶解している酸素の量。一般に清浄な河川ではほぼ飽和値に達しているが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、好気的微生物のよる有機物の分解に伴って多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素濃度が低下する。溶存酸素の低下は、好気性微生物の活動を抑制して水域の浄化作用を低下し、また水生生物の窒息死を招く。

東郷町環境基本条例

平成13年に東郷町で交付された条例。本町の豊かな自然を保全し、後世に引き継いでいく基本的な考え方や、町民、事業者、町の役割など、環境への取組に対する町の基本姿勢が示されている。

東郷町環境審議会

環境基本計画に関すること及び環境の保全及び創出に関する基本的事項及び重要事項について審議する組織。委員は、学識経験者、各種団体、事業者、関係行政機関、町民から選任される。

特定外来生物

生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって規定された外来生物。生きているものに限られ、卵、種子、器官などを含む。

都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき「まち」の姿を定めたもの。都市の将来像、土地利用、都市交通、公園・緑地、市街地整備等の都市計画に関連する方針等を定めた計画。

【な行】

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH)

高断熱・高气密化、高効率設備によって使うエネルギーを減らしながら、太陽光発電などでエネルギーをつくり出し、年間で消費する住宅の正味エネルギー量がおおむねゼロ以下になる住宅のこと。少ないエネルギーで室温を快適に保つことができ、冷暖房によるCO₂排出量の削減につながる。

【は行】

BOD (生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。BODが高いとDOが欠乏しやすくなり、10mg/L以上で悪臭の発生等がみられる。

【ま行】

緑のカーテン

ゴーヤやアサガオ等の植物を育ててつくる日よけ。窓からの日射の進入を防ぐ、家のまわりの表面温度を抑える効果がある。二酸化炭素(CO₂)削減、夏の節電対策の1つ。

第3次東郷町環境基本計画 2023～2032

令和5年3月発行

- 発行 東郷町
- 編集 経済環境部環境課
- 住所 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1
- 電話 0561-38-3111 ●ファックス 0561-38-0001
- URL <http://www.town.aichi-togo.lg.jp/>